
第二期松浦市 子ども・子育て支援事業計画

心通わせ、子育て安心
たくましい子等の育つまち



令和2年3月
長崎県 松浦市

はじめに

本市においては、市民一人ひとりが安全・安心で潤いのある豊かな生活を営むことができ、松浦市に住んでいて良かったと実感できる「住みたい・住み続けたいまちづくり」に取り組み、地域活力の維持・創出を目指すこととしており、そのための重点施策の1つとして、「結婚・妊娠・出産及び子育てを包括的に支援する事業」を掲げています。

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月からは、子ども・子育て支援新制度が施行されました。また、関連3法の中の1つである「子ども・子育て支援法」では、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みを定めており、この法に基づき本市においても、子ども・子育て支援のニーズに応えるため、平成27年度から5年を一期とした、「松浦市子ども・子育て支援事業計画」を策定したところです。

また、平成25年6月に制定された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和元年9月に改正され、子ども一人ひとりが将来に向けた夢や希望を持つことができるよう、子どもの貧困対策の一層の推進を図ることを目的に、市町村において子どもの貧困対策についての計画を策定することが努力義務となりました。

このことから、本計画では、「松浦市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を継承するとともに、子ども・子育て支援新制度の目的や意義を踏まえ、さらには、子どもの貧困対策の推進を図り、松浦市の未来を担う子どもたちが健やかに生まれ育ち、また、安心して妊娠・出産・子育てができるまちづくりを目指しています。

今後、行政や地域及び関係各機関の方々と連携して、この計画の推進に努めてまいります。

本計画の策定にあたり御尽力いただきました、「松浦市子ども・子育て支援対策地域協議会」委員の皆様をはじめ、アンケート調査に御協力いただきました市民の皆様に心からお礼申し上げます。

令和2年3月



松浦市長 友田 吉泰

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画期間.....	4
4. 市民からの意見の反映	5
5. 計画の策定体制	5
第2章 子ども・子育てを取り巻く環境.....	7
1. 人口・世帯・人口動態等.....	9
2. 計画の達成状況及び評価.....	20
3. 教育・保育及び子ども・子育て支援事業の進捗状況.....	24
4. 地域子ども・子育て支援事業	25
5. アンケート調査の結果概要	30
6. 長崎県子どもの生活に関する実態調査による松浦市の状況.....	36
7. 子ども・子育て支援に関するヒアリング調査	41
8. 松浦市における主な課題	44
第3章 計画の基本的な考え方.....	49
1. 基本理念.....	51
2. 基本目標.....	51
3. 取組の体系	52
4. 教育・保育提供区の設定.....	53
第4章 施策の内容.....	55
基本目標1 たくましい子どもを育む教育・保育の環境の整備	57
基本目標2 保護者の主体的な子育てを支える仕組みの構築	71
基本目標3 健やかに産み育てることができる環境の整備	84
基本目標4 子どもの最善の利益を支える仕組みの構築	89
基本目標5 仕事と子育てが両立できる社会づくりの推進	94

第5章 計画の推進に向けて	95
1. 計画の推進体制	97
2. 計画の進行管理	97
資料	99
1. 設置条例	101
2. 委員名簿	103
3. 策定の経緯	104

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画期間
4. 市民からの意見の反映
5. 計画の策定体制



1. 計画策定の趣旨

●子育て支援に向けた動向

少子化の問題が顕在化し、家庭や地域の子育て力の低下に対応すべく、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援できるよう本市においては、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「松浦市次世代育成支援前期計画・後期計画」を策定し、平成17年度より10年間、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

平成24年には、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年度からは、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

一方、「次世代育成支援行動計画」については策定が任意化され、新たな法定計画「市町村子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして策定することが可能となりました。

その後、平成29年の待機児童解消への取組強化策「子育て安心プラン」の発表や、その他の子どもを取り巻く法整備として平成28年の児童福祉法改正、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成26年1月）の施行なども行われてきました。

本市においては、上記の流れを踏まえ、平成27年度からの5年間を計画期間とする「松浦市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第一期計画」という。）を策定し、「松浦市次世代育成支援行動計画（後期計画）」に掲げた施策をその中に抱合させて一体の計画とし、本市における子ども・子育て支援の量・質の充実、安心して子どもを産み育てる環境や、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けて取組を進めてきました。

子どもの貧困対策の推進に関する法律

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

●「子ども・子育て支援新制度」と「松浦市子ども・子育て支援事業計画」

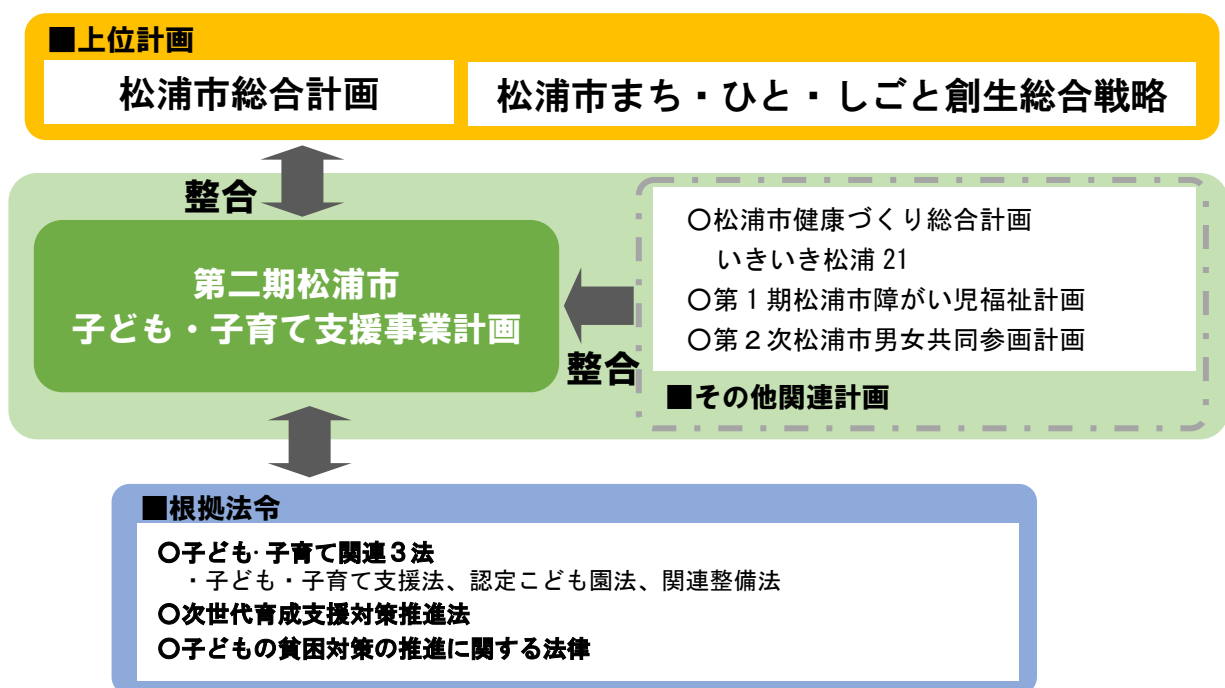
「次世代育成支援対策推進法」をはじめ、少子化の問題に対し歯止めをかけるべく国では様々な対策を行ってきました。しかし、個人の価値観や社会情勢の多様化に伴い少子化だけでなく、これに関連する就労環境、虐待やしつけといった様々な課題も浮かび上がってきています。また、このたび、第一期計画が令和元年度をもって終了することから、再度本市の現状を分析・整理し、これまでの経緯も踏まえ、引き続き子ども・子育て支援新制度に沿った取組を計画的に推進していくため、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした第二期松浦市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）を策定します。



2. 計画の位置づけ

本計画は、松浦市の子ども・子育て支援に関する総合的な計画で、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。また、第一期計画と同様、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」と新たに本計画の一部を「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえた「子どもの貧困対策推進計画」として位置づけます。

市政の最上位計画である「松浦市総合計画」の部門計画とし、策定にあたっては、国・長崎県が策定した関連の計画や、本市の各種計画等との整合・連携を図り、最新の状況を反映するよう努めました。



3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。計画最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえた見直しを行い、新たに次期5年間の計画を策定します。

	令和							
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度～	
第一期計画	→					見直し		
本計画		→						
次期計画						策定	→	



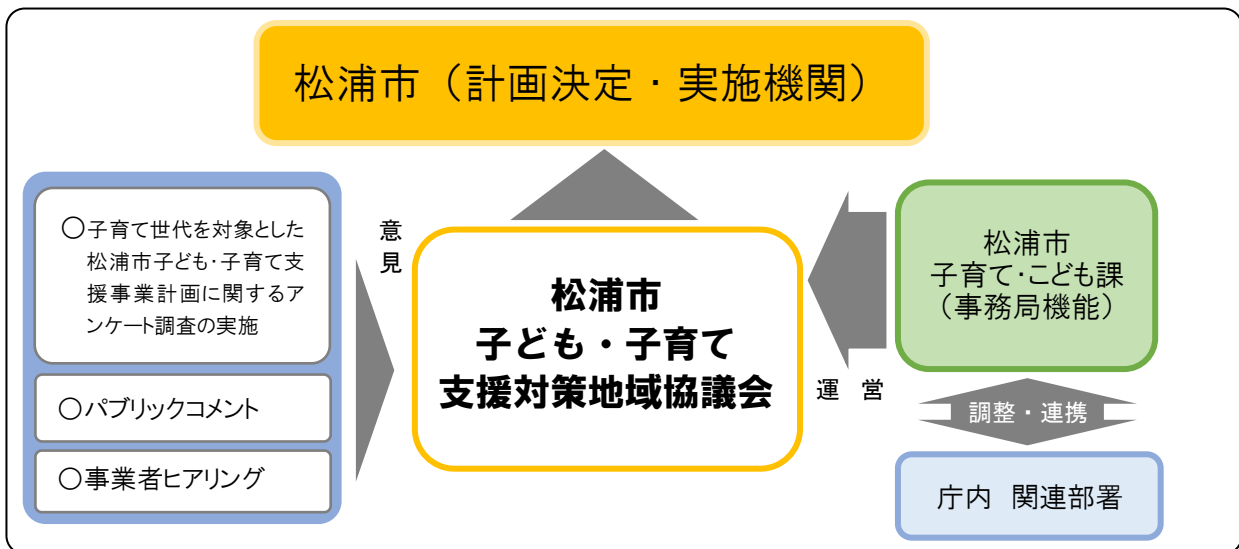
4. 市民からの意見の反映

本計画の策定にあたっては、子育て世代の保護者をはじめ、市民の皆様のご意見を広く聴く機会を設けました。

- ① 「松浦市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査」の実施
- ② パブリックコメントの実施
- ③ 事業者ヒアリング
- ④ 松浦市子ども・子育て支援対策地域協議会による委員の皆様からのご意見

5. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、松浦市子ども・子育て支援対策地域協議会設置条例に定められている「松浦市子ども・子育て支援対策地域協議会」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。



元号の表記について
第一期計画書やすでに公表済みのデータにおいて表記される平成の年及び年度の表記については、改元に伴い訂正していないため、データ等については元号を平成のままとし、5月1日以降を新元号の年及び年度として表記しています。

第2章 子ども・子育てを取り巻く環境

1. 人口・世帯・人口動態等
2. 計画の達成状況及び評価
3. 教育・保育及び子ども・子育て支援事業の進捗状況
4. 地域子ども・子育て支援事業
5. アンケート調査の結果概要
6. 長崎県子どもの生活に関する実態調査による松浦市の状況
7. 子ども・子育て支援に関するヒアリング調査
8. 松浦市における主な課題



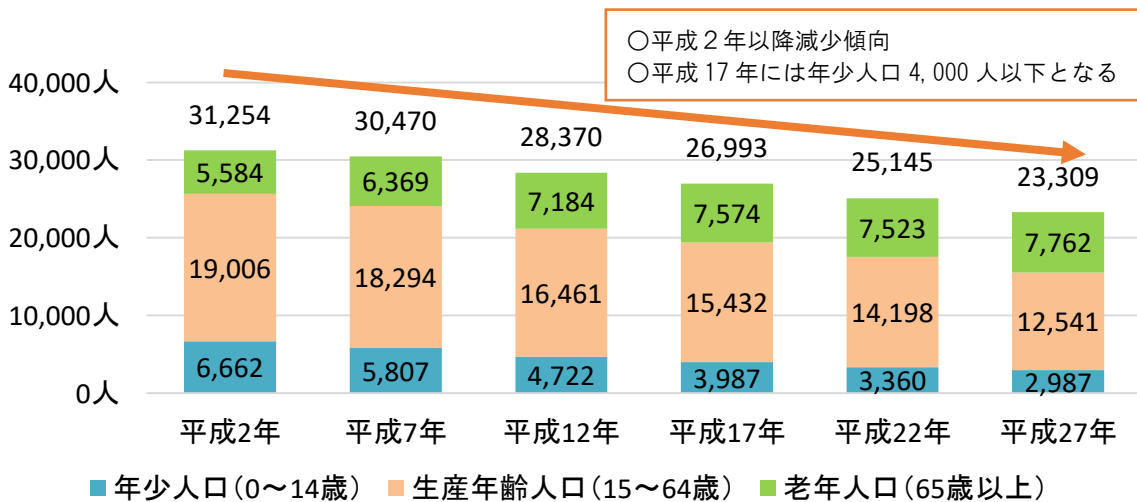
1. 人口・世帯・人口動態等

(1) 人口の推移

本市の国勢調査による総人口の推移をみると、平成2年から平成27年にかけて7,945人（△25.4%）の減少がみられます。年少人口（0～14歳）においては約半数以上の3,675人（△55.2%）の減少がみられます。

構成比に着目すると、年少人口は平成2年の21.3%から平成27年の12.8%への減少となっています。

■年齢（3区分）別人口の推移



資料：国勢調査

【単位：人】

	平成					
	2年	7年	12年	17年	22年	27年
総人口	31,254	30,470	28,370	26,993	25,145	23,309
年少人口（0～14歳）	6,662	5,807	4,722	3,987	3,360	2,987
構成比	21.3%	19.1%	16.6%	14.8%	13.4%	12.8%
生産年齢人口（15～64歳）	19,006	18,294	16,461	15,432	14,198	12,541
構成比	60.8%	60.0%	58.0%	57.2%	56.5%	53.8%
老年人口（65歳以上）	5,584	6,369	7,184	7,574	7,523	7,762
構成比	17.9%	20.9%	25.3%	28.1%	29.9%	33.3%
年齢不詳	2	0	3	0	64	19

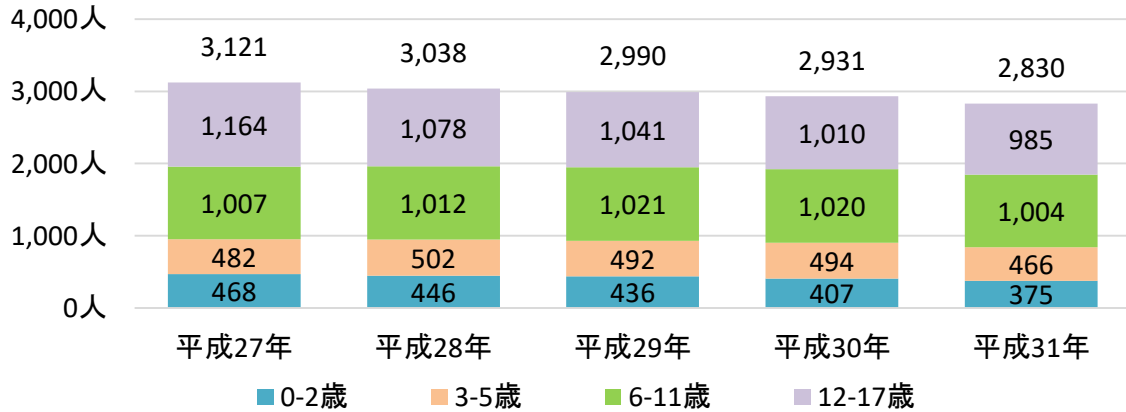
資料：国勢調査



(2) 地区別人口

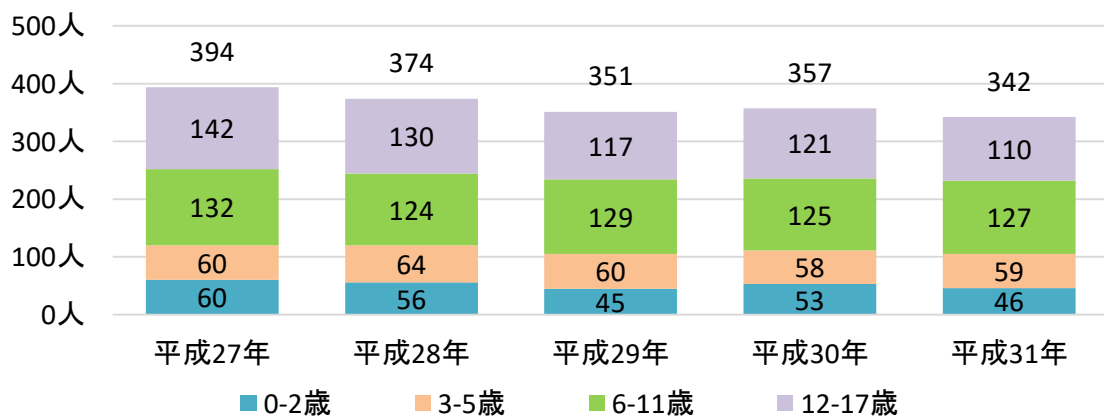
住民基本台帳からみた、松浦市における地区別の人口は以下のグラフのとおりです。

■松浦地区 年齢層別人口（0～17歳）の推移



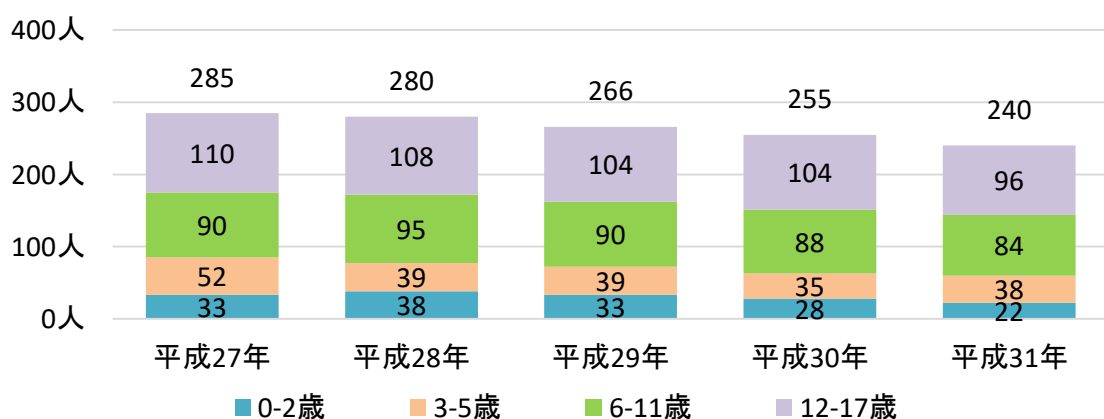
資料：住民基本台帳

■福島地区 年齢層別人口（0～17歳）の推移



資料：住民基本台帳

■鷹島地区 年齢層別人口（0～17歳）の推移



資料：住民基本台帳



(3) 将来の人口推計

0歳～11歳の子どもの数について、住民基本台帳による人口と出生率を基に、将来の人口を推計した結果は以下のとおりです。

本計画の期間中（令和2～6年）にかけて、0歳～5歳（就学前児童）、6歳～11歳（小学生）のいずれも減少していくと予想されます。

■児童人口推計

年齢	実績 平成 30年	計画期間 推計				
		令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
0歳	148人	141人	137人	133人	126人	121人
1歳	172人	149人	145人	141人	137人	130人
2歳	168人	154人	151人	147人	143人	139人
3歳	189人	178人	158人	155人	151人	147人
4歳	202人	169人	175人	155人	152人	148人
5歳	196人	190人	173人	179人	159人	156人
0歳～5歳	1,075人	981人	939人	910人	868人	841人
6歳	196人	204人	187人	170人	176人	156人
7歳	226人	192人	203人	186人	169人	175人
8歳	190人	196人	193人	204人	187人	170人
9歳	221人	224人	193人	190人	201人	184人
10歳	199人	189人	225人	194人	191人	202人
11歳	201人	221人	188人	224人	193人	190人
6歳～11歳	1,233人	1,226人	1,189人	1,168人	1,117人	1,077人
0歳～11歳	2,308人	2,207人	2,128人	2,078人	1,985人	1,918人

※実績：平成30年度は、各年4月1日現在（住民基本台帳）

※推計：変化率（コーホート変化率）にて推計



(4) 地区別推計人口

地区別推計人口は、住民基本台帳による人口と出生率を基に、将来の人口を推計した結果は以下のとおりです。

■松浦地区

年齢	実績	計画期間 推計				
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	123人	120人	116人	112人	106人	103人
1歳～5歳	778人	702人	678人	654人	626人	604人
6歳～11歳	1,020人	1,016人	984人	974人	936人	906人

※実績：平成30年度は、各年4月1日現在（住民基本台帳）

※推計：変化率（コーホート変化率）にて推計

■福島地区

年齢	実績	計画期間 推計				
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	19人	14人	14人	14人	13人	11人
1歳～5歳	92人	90人	82人	82人	74人	74人
6歳～11歳	125人	119人	125人	117人	112人	106人

※実績：平成30年度は、各年4月1日現在（住民基本台帳）

※推計：変化率（コーホート変化率）にて推計

■鷹島地区

年齢	実績	計画期間 推計				
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	6人	7人	7人	7人	7人	7人
1歳～5歳	57人	48人	42人	41人	42人	42人
6歳～11歳	88人	91人	80人	77人	69人	65人

※実績：平成30年度は、各年4月1日現在（住民基本台帳）

※推計：変化率（コーホート変化率）にて推計



(5) 世帯の状況

本市の一般世帯は減少傾向を示し、平成27年には8,967世帯となっています。そのうち核家族世帯は4,650世帯となり、一般世帯に対する割合は51.9%となっています。

子どものいる世帯については、平成27年に6歳未満の親族のいる世帯が535世帯、18歳未満の親族のいる世帯は1,215世帯となり、それぞれ一般世帯に対する割合は6歳未満の親族のいる世帯で6.0%、18歳未満の親族のいる世帯で13.5%となっています。

母子及び父子世帯については平成17年をピークに減少傾向で、平成27年には179世帯となり一般世帯に対する割合は2.0%となっています。

■ 家族類型における子どものいる世帯割合の推移

【単位：世帯】

区分	一般世帯数	うち核家族	うち核家族			
			夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども
平成7年	9,797	4,927	1,769	2,422	100	636
一般世帯数に対する割合		50.3%	18.1%	24.7%	1.0%	6.5%
平成12年	9,360	4,884	1,850	2,211	110	713
一般世帯数に対する割合		52.2%	19.8%	23.6%	1.2%	7.6%
平成17年	9,436	4,897	1,904	2,091	118	784
一般世帯数に対する割合		51.9%	20.2%	22.2%	1.3%	8.3%
平成22年	9,185	4,651	1,785	1,898	125	843
一般世帯数に対する割合		50.6%	19.4%	20.7%	1.4%	9.2%
平成27年	8,967	4,650	1,845	1,848	160	797
一般世帯数に対する割合		51.9%	20.6%	20.6%	1.8%	8.9%

資料：国勢調査

■ 6歳・18歳未満の親族のいる世帯の推移

【単位：世帯】

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	9,797	9,360	9,436	9,185	8,967
6歳未満の親族のいる世帯	699	582	589	497	535
6歳未満の親族のいる世帯 (%)	7.1%	6.2%	6.2%	5.4%	6.0%
18歳未満の親族のいる世帯	1,794	1,563	1,422	1,238	1,215
18歳未満の親族のいる世帯 (%)	18.3%	16.7%	15.1%	13.5%	13.5%

資料：国勢調査

■ 母子及び父子世帯の推移

【単位：世帯】

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	9,797	9,360	9,436	9,185	8,967
母子及び父子世帯	198	200	219	206	179
母子及び父子世帯 (%)	1.8%	2.0%	2.3%	2.2%	2.0%

参照：国勢調査



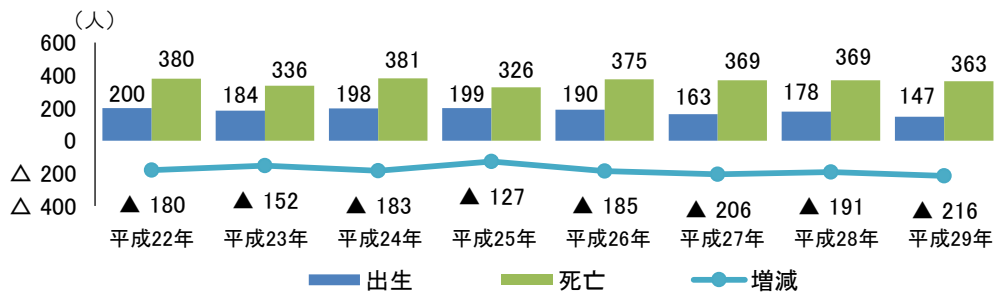
(6) 自然動態・社会動態

本市の自然動態は、一貫して死亡数が出生数を上回っています。平成27年以降、減少数が200人以上となっている年もあります。

本市の社会動態は、一貫して転出が転入を上回っています。平成25年のように転出が多くなり、減少数が大きくなる場合がみられます。

松浦市における自然動態・社会動態の推移

■ 自然動態

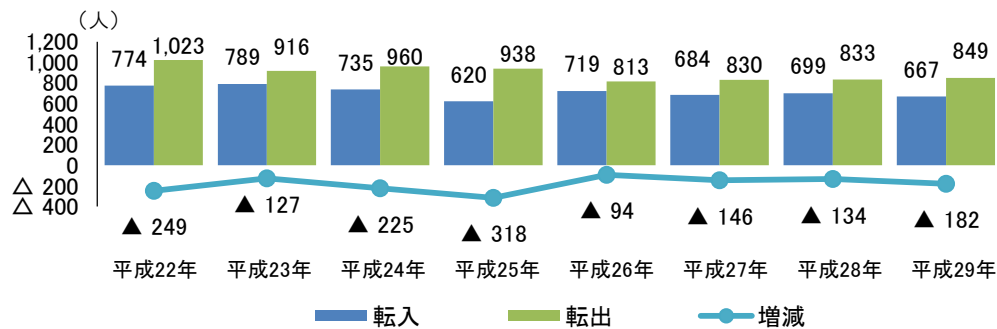


【単位：人】

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数	200	184	198	199	190	163	178	147
死亡数	380	336	381	326	375	369	369	363
増減数	▲180	▲152	▲183	▲127	▲185	▲206	▲191	▲216

資料：長崎県人口動態調査

■ 社会動態



【単位：人】

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
転入	774	789	735	620	719	684	699	667
転出	1,023	916	960	938	813	830	833	849
増減	▲249	▲127	▲225	▲318	▲94	▲146	▲134	▲182

資料：長崎県人口動態調査



(7) 出生の状況

本市の合計特殊出生率については、平成 25 年をピークに減少に転じてはいるものの、全国や県と比較すると高い水準で推移しています。

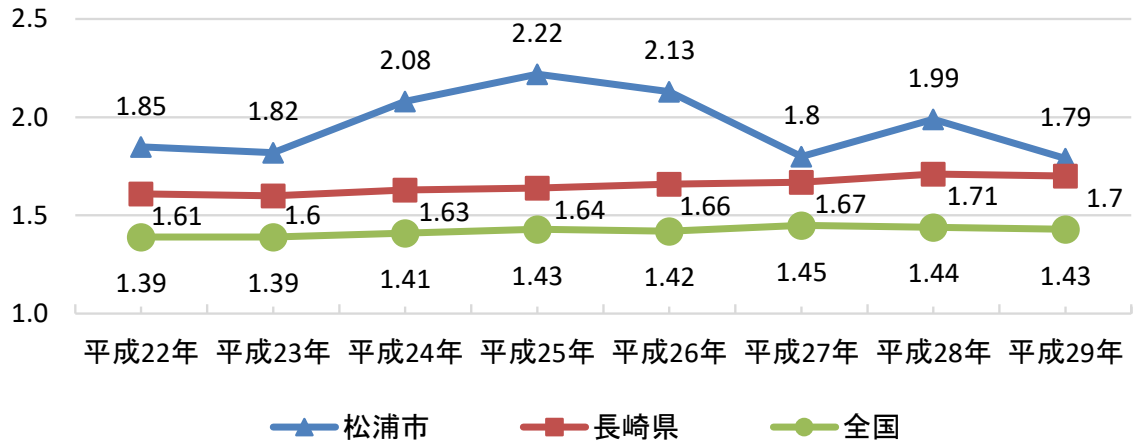
■ 合計特殊出生率の状況

区分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
松浦市	1.85	1.82	2.08	2.22	2.13	1.80	1.99	1.79
長崎県	1.61	1.60	1.63	1.64	1.66	1.67	1.71	1.70
全国	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43

資料：松浦市、長崎県福祉保健課基礎資料

※合計特殊出生率

15 歳～49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子ども数に相当します。



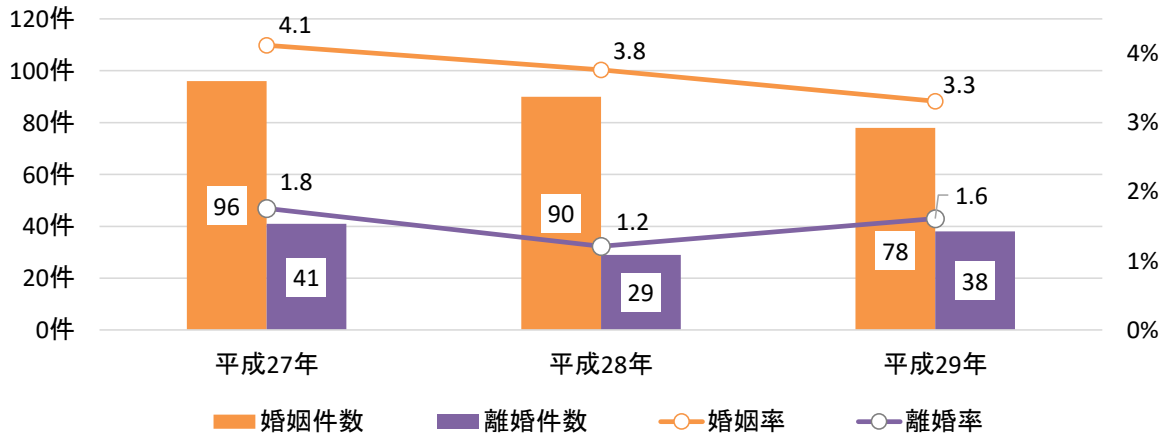


(8) 婚姻・離婚・未婚の状況

婚姻は婚姻件数、婚姻率とともに減少しています。

離婚は離婚件数、離婚率とともに変動しています。

■ 婚姻・離婚の推移



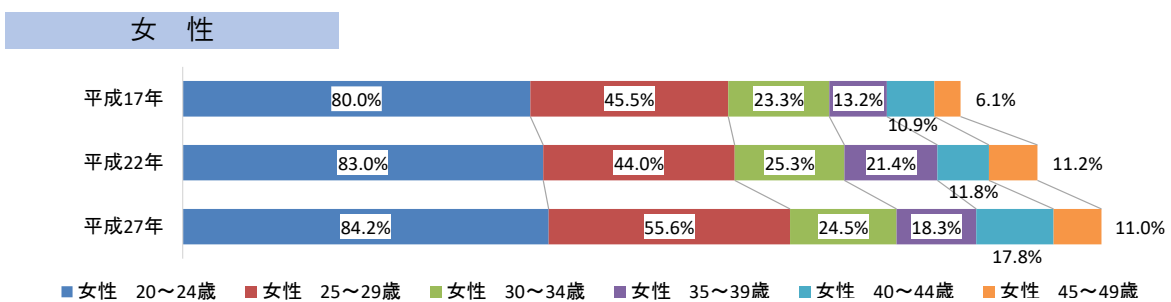
資料：資料：長崎県福祉保健課基礎資料より作成

※婚姻（離婚）率：人口千人あたりの婚姻（離婚）の件数

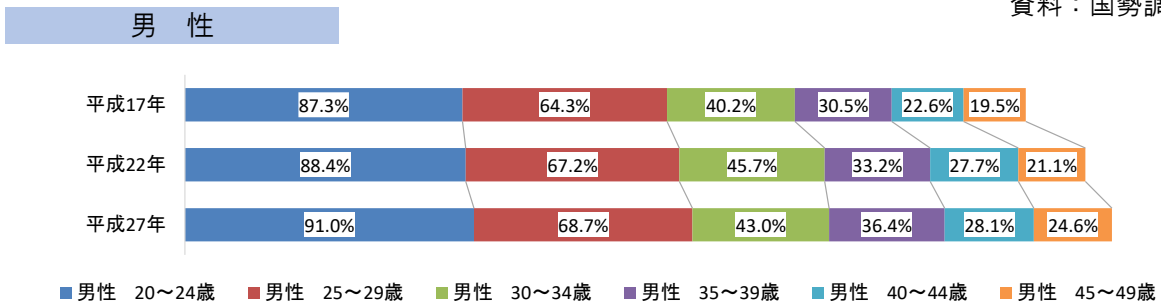
一方、未婚率の推移をみると、女性は平成17年から平成27年までに全体的に増加し、特に25～29歳の年齢層が増加しています。

男性は平成17年から平成22年にかけて全体的に増加していますが、平成22年から平成27年にかけては30～34歳の年齢層が減少しています。

■ 未婚率の推移



資料：国勢調査



資料：国勢調査

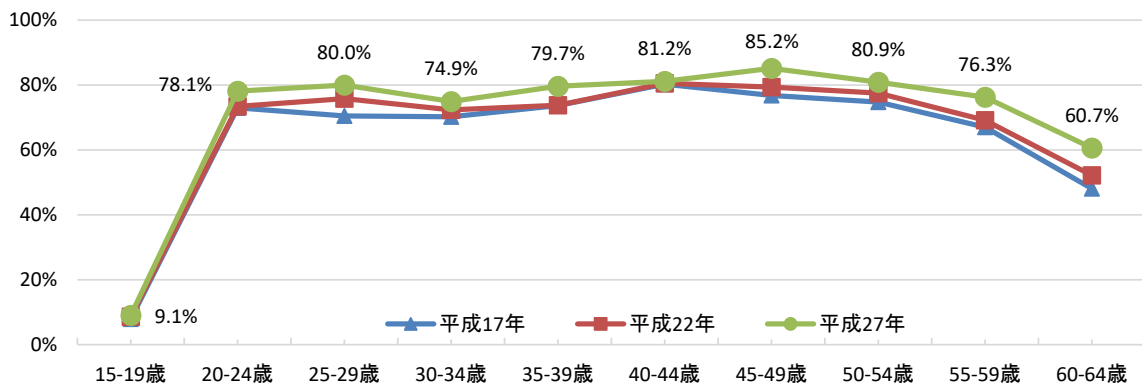


(9) 就労の状況

本市の女性の就業率は年々増加し、全体的には県と比較してもおおむね高い水準となっています。

■松浦市における女性の年齢別就業率の推移

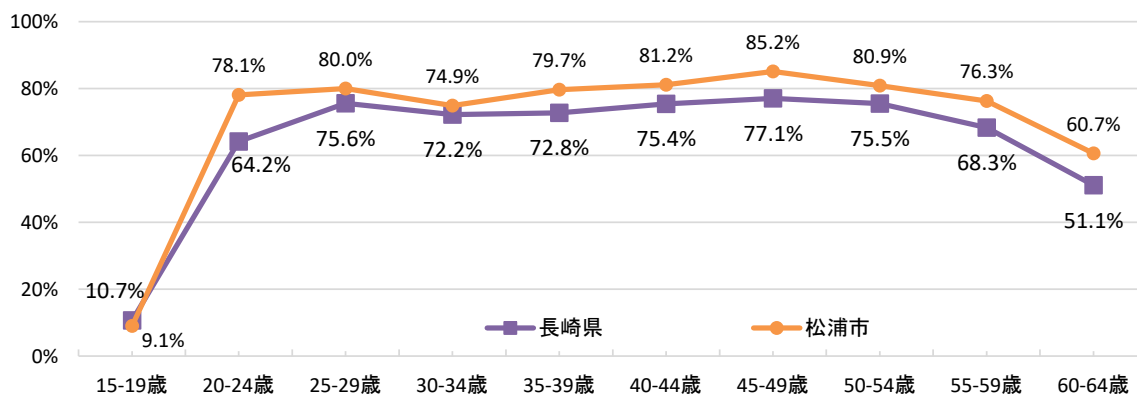
	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳
平成17年	8.0%	73.0%	70.5%	70.2%	73.7%	80.3%	76.8%	74.7%	67.1%	48.0%
平成22年	8.6%	73.4%	75.8%	72.4%	73.8%	80.5%	79.4%	77.5%	69.1%	52.1%
平成27年	9.1%	78.1%	80.0%	74.9%	79.7%	81.2%	85.2%	80.9%	76.3%	60.7%



資料：総務省統計局 国勢調査

■長崎県における女性の年齢別就業率（平成27年）

	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳
長崎県	10.7%	64.2%	75.6%	72.2%	72.8%	75.4%	77.1%	75.5%	68.3%	51.1%



資料：総務省統計局 国勢調査 平成27年



(10) 保育所（園）・認定こども園・学校の状況

① 保育所（園）の状況

（単位：人）

		定員	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
公立	調川保育所 （公立）	60	56	49	52	47	39
公設 民営	今福保育所	90	110	—	—	—	—
	鷹島保育所	50	69	62	56	—	—
私立	志佐保育園	80	82	90	83	80	79
	まどか保育園	20	23	19	18	—	—
	曙保育園	30	38	38	33	33	29
	たのしか保育園	60	70	72	65	—	—
	うつみ乳児保育園	40	51	49	44	45	39
	ひかりヶ丘保育園	60	72	70	69	73	71
	養源保育所	20	22	27	25	23	21
	ほしか保育園	70	73	76	82	93	82
	みくりや保育園	70	86	83	74	90	85
	上志佐保育所	40	37	43	44	42	40
	今福保育園	90	—	107	106	95	99
	鷹島保育園	50	—	—	—	52	51
小規模	はまゆう園 （小規模保育事業所）	12	7	6	5	4	3
計		842	796	791	756	677	638

資料：子育て・こども課（各年 10 月 1 日）

② 認定こども園の状況

（単位：人）

	定員	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
松浦幼稚園	120	127	134	130	130	123
じこう保育園 ・ 慈光幼稚園	40	40	53	53	46	47
たのしかこども園	65	—	—	—	68	63
計	225	167	187	183	244	233

資料：子育て・こども課（各年 10 月 1 日）



③ 学校の状況

(単位：人)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
青島小学校	9	11	10	9	9
星鹿小学校	76	85	86	79	82
御厨小学校	224	221	228	213	206
志佐小学校	424	433	431	443	438
上志佐小学校	57	49	46	44	43
調川小学校	106	109	107	110	107
今福小学校	102	102	103	114	110
福島小学校 ※H28 から福島養源小学校へ	101	123	129	125	128
養源小学校	28	—	—	—	—
鷹島小学校	91	95	90	88	86
計	1, 218	1, 228	1, 230	1, 225	1, 209

資料：学校教育課（各年 5 月 1 日）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
御厨中学校	178	159	140	135	149
青島中学校	3	3	5	6	5
志佐中学校	249	227	219	217	220
調川中学校	54	51	46	43	50
今福中学校	66	58	49	50	47
福島中学校	75	57	49	60	60
鷹島中学校	63	58	54	48	49
計	688	613	562	559	580

資料：学校教育課（各年 5 月 1 日）



2. 計画の達成状況及び評価

平成27年度に策定された第一期計画において掲げられた施策及び事業の進捗状況について、市役所内部において評価を行いました。

▶ 評価状況（令和元年10月時点）

▶ 評価の段階は以下のとおりと4段階としました。

- | | |
|----------------|-----------------|
| A 十分に取組は進んでいる | B おおむね取組は進んでいる |
| C あまり取組は進んでいない | D まったく取組は進んでいない |

基本目標1 たくましい子どもを育む教育・保育の環境の整備

「教育・保育等サービスの充実」「家庭及び地域の教育環境づくり」の施策の各事業については、おおむね計画どおりの達成状況となっています。

施策名及び事業名	評価
(1) 教育・保育等サービスの充実	
○休日保育事業	B
○障害児保育事業	B
○地域活動事業（小学校低学年受入事業）	B
○保育所（園）施設の整備	A
(2) 家庭及び地域の教育環境づくり	
○子育てに関する講座等の開催	B
○学校施設の開放	B
○絵本の読み聞かせ・親子のふれあい事業	B
(3) 放課後子ども総合プラン	
○放課後児童クラブ	B
○放課後こども教室	C



基本目標 2 保護者の主体的な子育てを支える仕組みの構築

「地域子ども・子育て支援事業の充実」等の施策の各事業については、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や養育支援訪問事業など、取組は進んでいます。併せて、経済的支援に係る医療費の助成、保育料の軽減、不妊治療費の助成など、取組が進んでいます。

施策名及び事業名	評価
(1) 地域子ども・子育て支援事業の充実	
○利用者支援事業	B
○地域子育て支援拠点事業	B
○妊婦健診	B
○乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	A
○養育支援訪問事業（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）	A
○子育て短期支援事業（ショートステイ）	B
○子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）	D
○一時預かり事業等	
幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり （預かり保育）	B
一時預かり事業（在園児対象型を除く）	B
○延長保育事業	A
○病児・病後児保育事業	B
○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	A
(2) 子育て相談、子ども支援ネットワークの構築	
○子育てに関する相談、対応の充実	B
○地域の子育て支援ネットワークの構築	B
○子育てに関する情報提供の充実	A
○子育て広場の整備	B
(3) 次代の親の育成	
○次代の親となるための教育・啓発	B
○乳幼児とのふれあい交流活動の推進	B
(4) 経済的支援	
○医療費の助成	A
○保育料の軽減	A
○児童手当の支給	A
○就学援助制度の実施	B
○奨学金制度の実施	B
○離島高校生就学支援制度の実施	B
○定住促進住宅の家賃の減額	B
○不妊治療費の助成	A
○各種手当・助成制度に関する情報提供の充実	B
○その他の施策	B



基本目標3 健やかに産み育てることができる環境の整備

「母子保健の充実」等の施策の各事業については、おおむね計画どおりの達成状況となっています。

健康や医療についての関心や要望は高いため、今後もさらなる充実が必要です。

施策名及び事業名	評価
(1) 母子保健の充実	
○母子保健推進員活動の充実	B
○乳幼児健診の充実	A
○予防接種の周知啓発	A
○乳幼児相談の充実	B
○5歳児健診の実施	A
○わくわくマタニティ教室	B
○ベビー用品貸出事業	A
(2) 思春期保健の充実	
○性に関する正しい知識の普及・啓発	B
○薬物に関する教育の充実	B
○飲酒・喫煙防止の啓発	B
(3) 小児医療の支援	
○小児医療体制の充実・確保	B
○小児医療の情報提供	B

基本目標4 子どもの最善の利益を支える仕組みの構築

「虐待防止など要支援児童対策」等の施策の各事業については、おおむね計画どおりの達成状況となっています。近年増加がみられる発達障がいへの対応等の強化も含め、困りや悩みを抱える家庭等の動向にも着目していく必要があります。

施策名及び事業名	評価
(1) 虐待防止など要支援児童対策	
○子どもを守る地域ネットワークの充実	B
○児童虐待防止対策の充実	B
(2) 障がいのある子どもと家庭への支援	
○療育支援対策の充実	B
○障害福祉対策の充実	B
○障害児保育の推進	B
(3) ひとり親家庭等の自立支援	
○各種制度の周知	B
○母子・父子自立支援員の活用促進	B
○ひとり親生活支援事業の推進	B



基本目標5 仕事と子育てが両立できる社会づくりの推進

啓発等の取組は進めてはいますが、男性の育児休業取得が進んでいない現状があります。

施策名及び事業名	評価
(1) 仕事と子育ての両立支援	
○職場における子育て意識の啓発	C
○育児休業制度や短時間勤務制度・看護休暇制度の周知徹底と取得推進	B
○再就職・再雇用に対する支援	B





3. 教育・保育及び子ども・子育て支援事業の進捗状況

以下が、第一期計画に記載されている教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の計画値、確保方策の達成状況です。

(1) 幼児期の学校教育・保育

① 1号認定（満3歳以上、主に認定こども園（幼稚園）を利用）

【全域】

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	人	81	81	76	73	71
②確保方策	人	81	81	76	73	71
③実績	人	0	0	109	121	136
③-②	人	▲81	▲81	33	48	65

各年4月1日時点

② 2号認定（満3歳以上、主に保育所（園）・認定こども園を利用）

【全域】

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	人	471	468	448	428	415
②確保方策	人	471	468	448	428	415
③実績	人	402	402	433	413	409
③-②	人	▲69	▲66	▲15	▲15	▲6

各年4月1日時点

③ 3号認定（0～2歳、主に保育所（園）・認定こども園を利用）

【全域】

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	人	334	326	316	304	291
②確保方策	人	334	326	316	304	291
③実績	人	307	280	293	284	326
③-②	人	▲27	▲46	▲23	▲20	35

各年4月1日時点



4. 地域子ども・子育て支援事業

平成 27 年度に策定された第一期計画において掲げられた地域子ども・子育て支援事業の進捗状況について点検を行いました。

(1) 利用者支援事業

子ども及びその保護者が、保育所（園）・認定こども園での教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。

【第一期計画】	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み	か所	0	0	0	0	0
②確保方策	か所	0	0	0	0	0
【平成 27～令和元年度の実績】	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
③実施か所数	か所	0	1	1	1	1
過不足（③－②）	か所	0	1	1	1	1

（※令和元年度数値は 10 月時点での実績）

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うとともに子育てサークルを支援する事業です。

【第一期計画】	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み （月あたり延べ利用者数）	人回	1,264	1,217	1,180	1,135	1,087
②確保方策	人回	1,264	1,217	1,180	1,135	1,087
【平成 27～令和元年度の実績】	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
③月あたり延べ利用者数	人回	1,177	1,034	978	1,081	1,000
過不足（③－②）	人回	▲87	▲183	▲202	▲54	▲87

（※令和元年度数値は 10 月時点での実績）



(3) 妊婦健診

妊婦一般健康診査の受診を奨励し、妊娠中の健康管理を促進する事業です。

【第一期計画】	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み	人	263	262	256	250	244
②確保方策	人	263	262	256	250	244
【平成 27～令和元年度の実績】	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
③延べ利用者数	人日	2,007	1,952	1,756	1,541	1,133

(※令和元年度数値は 10 月時点での実績)

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

子育ての孤立化を防ぐために、保健師が生後 4 か月を迎えるまでの乳児がいるすべての家庭を訪問する事業です。

【第一期計画】	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み	人	179	178	174	169	165
②確保方策	人	179	178	174	169	165
【平成 27～令和元年度の実績】	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
③年間延べ訪問数	人	168	171	147	131	60
実施率	%	98	99	100	99	100
過不足 (③－②)	人	▲11	▲7	▲27	▲38	▲105

(※令和元年度数値は 10 月時点での実績)

(5) 養育支援訪問事業（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師、育児支援家庭訪問員等が訪問し、養育に関する指導助言等を行う事業です。

【第一期計画】	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み	人	177	179	181	183	185
②確保方策	人	177	179	181	183	185
【平成 27～31 年度の実績】	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
③年間訪問数	人	209	181	233	129	80
過不足 (③－②)	人	32	2	52	▲54	▲105

(※令和元年度数値は 10 月時点での実績)



(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の病気やその他の理由により、子育てが一時的に困難となった場合などに児童福祉施設等において一定期間養育を行う事業です。

【第一期計画】	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み （年間延べ利用者数）	人日	5	5	5	4	4
②確保方策	人日	5	5	5	4	4
【平成 27～令和元年度の実績】	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
③年間延べ利用者数	人日	12	14	30	0	45
過不足（③－②）	人日	7	9	25	4	41

（※令和元年度数値は 10 月時点での実績）

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育てと家庭の両立及び子育てを支援するため、子どもを預かってほしい方（依頼会員）と子どもを預かることができる方（協力会員）とを会員として組織し、会員相互の活動を支援する事業です。

本市においては、実施なし。

(8) 一時預かり事業（1・2号認定による利用）

認定こども園等において保育が必要な児童に対し、一時的な預かり保育を提供する事業です。

【第一期計画】	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み （年間延べ利用者数）	人日	24,944	24,847	23,766	22,622	22,001
②確保方策	人日	24,944	24,847	23,766	22,622	22,001
【平成 27～令和元年度の実績】	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
③年間延べ利用者数	人日	14,048	13,498	15,267	16,808	10,666
過不足（③－②）	人日	▲10,896	▲11,349	▲8,499	▲5,814	▲11,335

（※令和元年度数値は 10 月時点での実績）



■一時預かり事業（在園児対象型を除く）

保護者が急な仕事や病気、冠婚葬祭などにより、一時的に保育が必要になる子どもを日中に保育所（園）・認定こども園で預かる事業です。

【第一期計画】	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み （年間延べ利用者数）	人日	4, 211	4, 106	3, 969	3, 830	3, 659
②確保方策	人日	3, 901	3, 804	3, 777	3, 649	3, 491
【平成 27～令和元年度の実績】	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
③年間延べ利用者数	人日	1, 520	1, 077	950	1, 521	800
過不足（③－②）	人日	▲2, 381	▲2, 727	▲2, 827	▲2, 128	▲2, 691

（※令和元年度数値は 10 月時点での実績）

（9）延長保育事業

保護者の勤務形態の多様化に対応するため、通常保育（11 時間）を超えて保育を行う事業です。

【第一期計画】	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み （利用者数）	人	186	184	177	169	163
②確保方策	人	186	184	177	169	163
【平成 27～令和元年度の実績】	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
③年間延べ利用者数	人	568	413	425	245	266

（※令和元年度数値は 10 月時点での実績）

（10）病後児保育事業

病気回復期にある児童を保育所（園）・認定こども園の専用スペースにおいて看護師を配置し、一時的に預かる事業です。現在は 1 か所の保育所で実施しています。

【第一期計画】	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み（年間延べ）	人日	1, 156	1, 140	1, 089	1, 044	1, 005
②確保方策	人日	1, 156	1, 140	1, 089	1, 044	1, 005
【平成 27～令和元年度の実績】	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
③年間延べ利用者数	人日	152	73	71	70	46
過不足（③－②）	人日	▲1, 004	▲1, 067	▲1, 018	▲974	▲959

（※令和元年度数値は 10 月時点での実績）

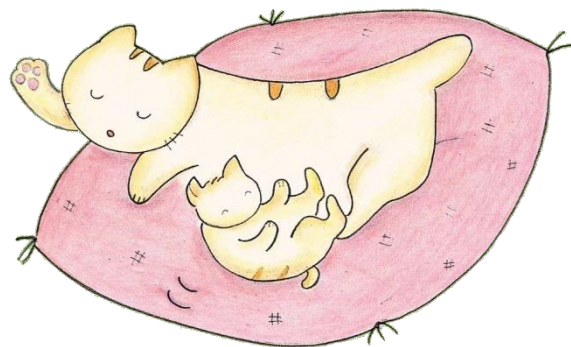


(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学生の児童に対し、施設等で放課後及び長期休暇等に適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの健全育成を図る事業です。

【第一期計画】	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①市全体（量の見込み）	人	376	373	366	360	359
低学年	人	262	258	254	249	248
高学年	人	114	115	112	111	111
②確保方策	人	236	232	234	227	245
【平成 27～令和元年度の実績】	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
③市全体（実績）	人	-	284	271	347	385
低学年	人	-	234	226	279	298
高学年	人	-	50	45	68	87
過不足（③－②）	人	-	52	37	120	140

（※令和元年度数値は 10 月時点での実績）





5. アンケート調査の結果概要

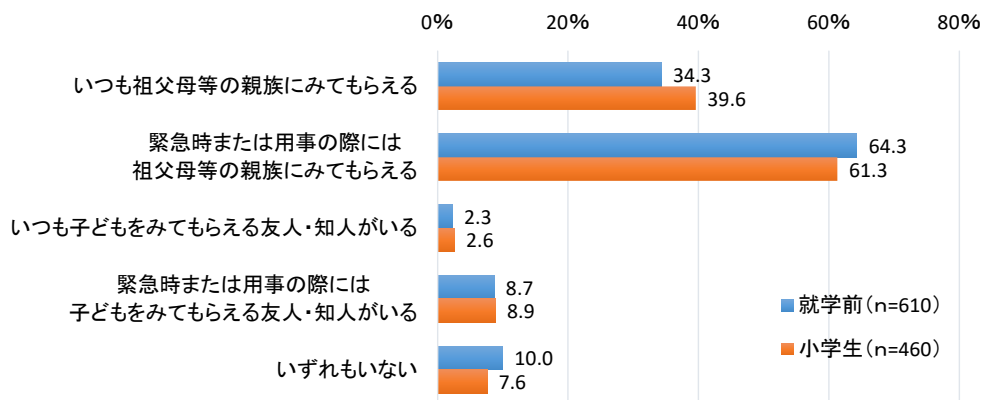
本計画の策定にあたって、子育て支援サービスの利用状況・利用希望等をおうかがいし、計画に反映させることを目的に、就学前の児童及び小学校1年生から3年生の児童を持つ保護者を対象とし、「松浦市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施しました。以下が結果概要となります。

(1) 保育サービスについて

日ごろ、お子さんを見てもらえる親族・知人の有無について、「就学前」では「緊急時または用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が64.3%と最も割合が高く、次に「いつも祖父母等の親族にみてもらえる」（34.3%）の順となっています。

また、「小学生」では「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が61.3%と最も割合が高く、次いで、「いつも祖父母等の親族にみてもらえる」（39.6%）の順となっており、「就学前」と同様に、子どもを見てもらえる祖父母等の親族がいる人が多い状況となっています。

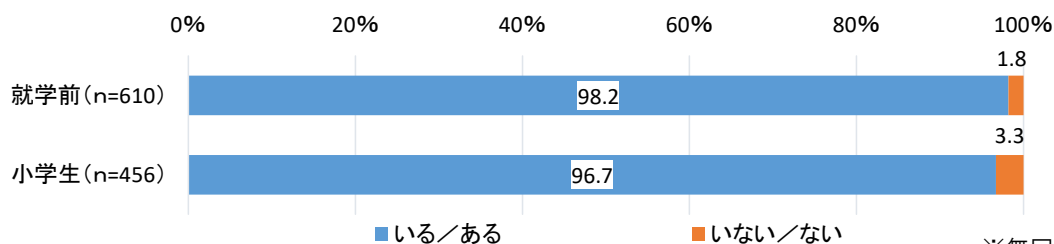
日ごろ、お子さんを見てもらえる親族・知人はいますか。



※無回答を除く

次に相談できる人や場所については、「就学前」「小学生」ともに「いる、若しくは、ある」とした回答が高い割合を示し、90%以上となっています。

気軽に相談できる人はいますか。または、相談できる場所がありますか。

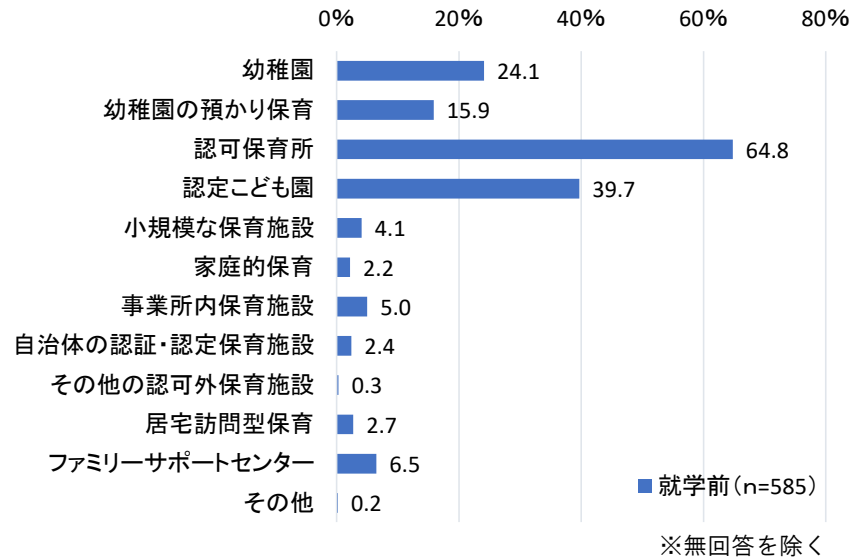


※無回答を除く



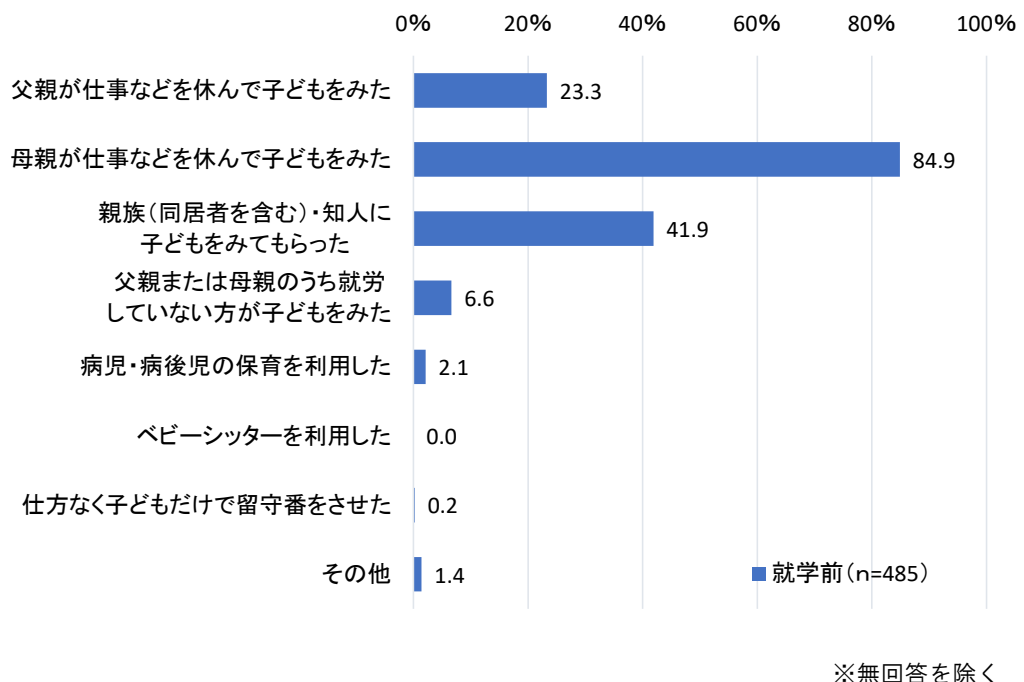
教育・保育施設の利用については、「認可保育所」が64.8%と最も割合が高く、次いで「認定こども園」(39.7%)、「幼稚園」(24.1%)、「幼稚園の預かり保育」(15.9%)の順となっています。

平日の教育・保育事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。



お子さんの病気やケガ等の場合の対応については、「母親が仕事などを休んで子どもをみた」が84.9%と最も割合が高く、次いで「親族(同居者を含む)・知人に子どもをみてもらった」(41.9%)、「父親が仕事などを休んで子どもをみた」(23.3%)の順となっています。

この1年間に、お子さんが病気やケガで幼稚園、保育所等を休んだとき、どうされましたか。



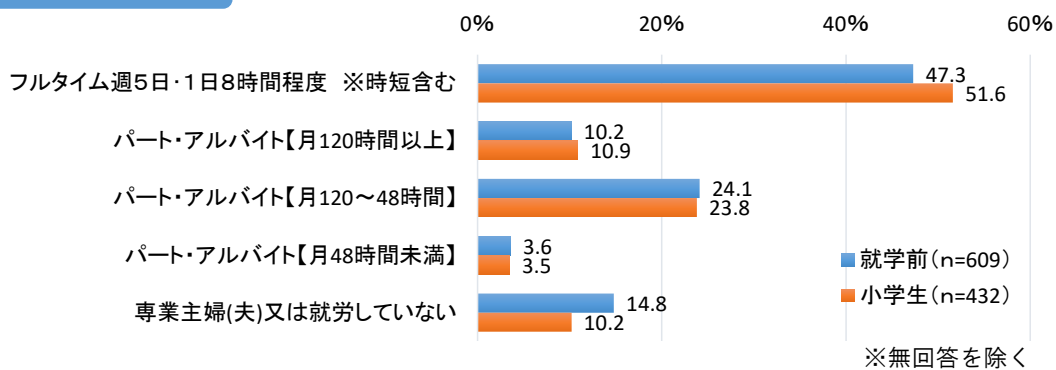


(2) 保護者の就労の状況

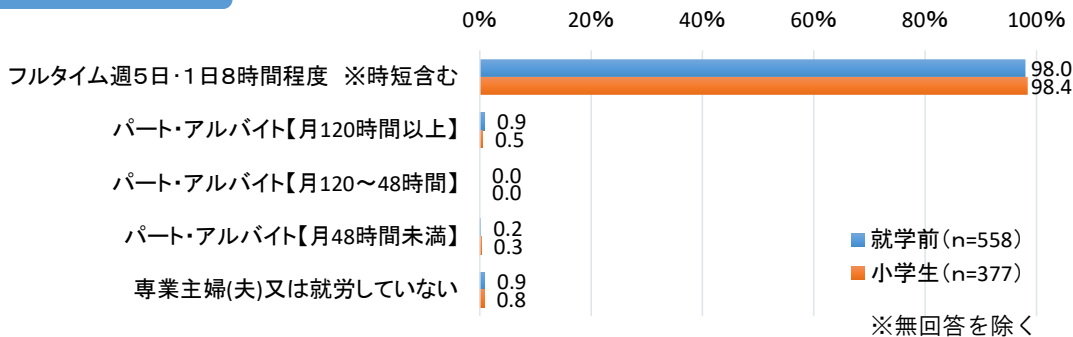
保護者の就労状況については、まず母親は「フルタイム週5日・1日8時間程度」が「就学前」「小学生」ともに最も高い割合を示し、「就学前」が47.3%、「小学生」が51.6%となっています。また、「専業主婦(夫)又は就労していない」は「就学前」が14.8%、「小学生」が10.2%となり、「就学前」が高い割合を示しています。

次に父親についても「フルタイム週5日・1日8時間程度」が最も割合が高く、「就学前」「小学生」ともに90%以上の割合を占めています。

母親の就労状況



父親の就労状況

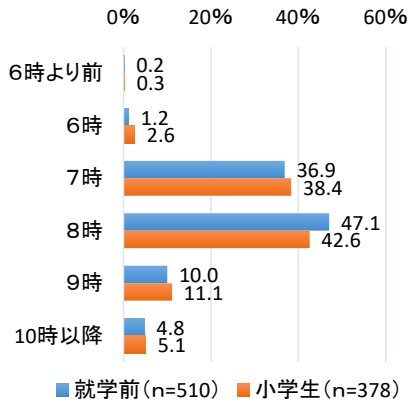


次に家を出る時間をみると、母親は「就学前」「小学生」ともに「8時」が最も高い割合となっています。父親は「就学前」「小学生」ともに「7時」が最も高い割合となっています。

帰宅時間をみると、母親は「就学前」「小学生」ともに「18時」が最も高い割合となっています。父親も「就学前」「小学生」ともに「18時」が最も高い割合となっていますが、「20時以降」も高い割合を示しています。

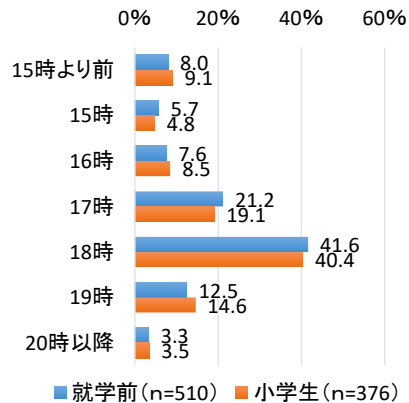


母親/家を出る時間



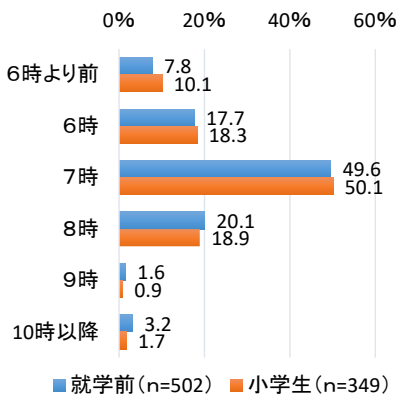
※無回答を除く

母親/帰宅時間



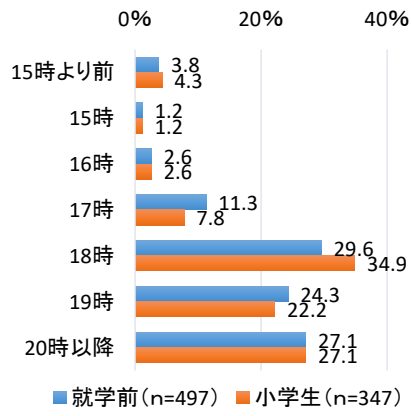
※無回答を除く

父親/家を出る時間



※無回答を除く

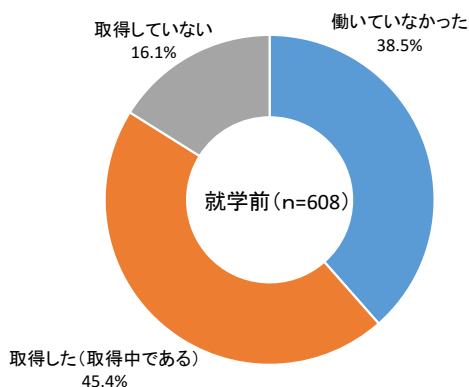
父親/帰宅時間



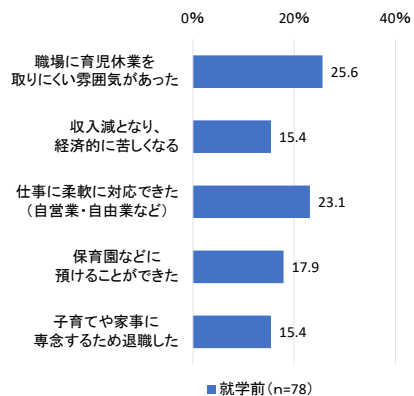
※無回答を除く

また、育児休業の取得状況について「就学前」では、「取得した（取得中である）」が45.4%と最も高い割合となっています。育児休業を取得していない理由については、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が25.6%と最も高い割合となっています。

育児休業を取得しましたか。（母親）



取得していない理由（母親）

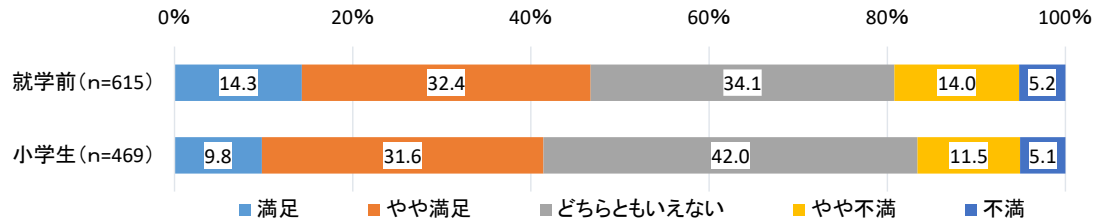




(3) 子育てについて

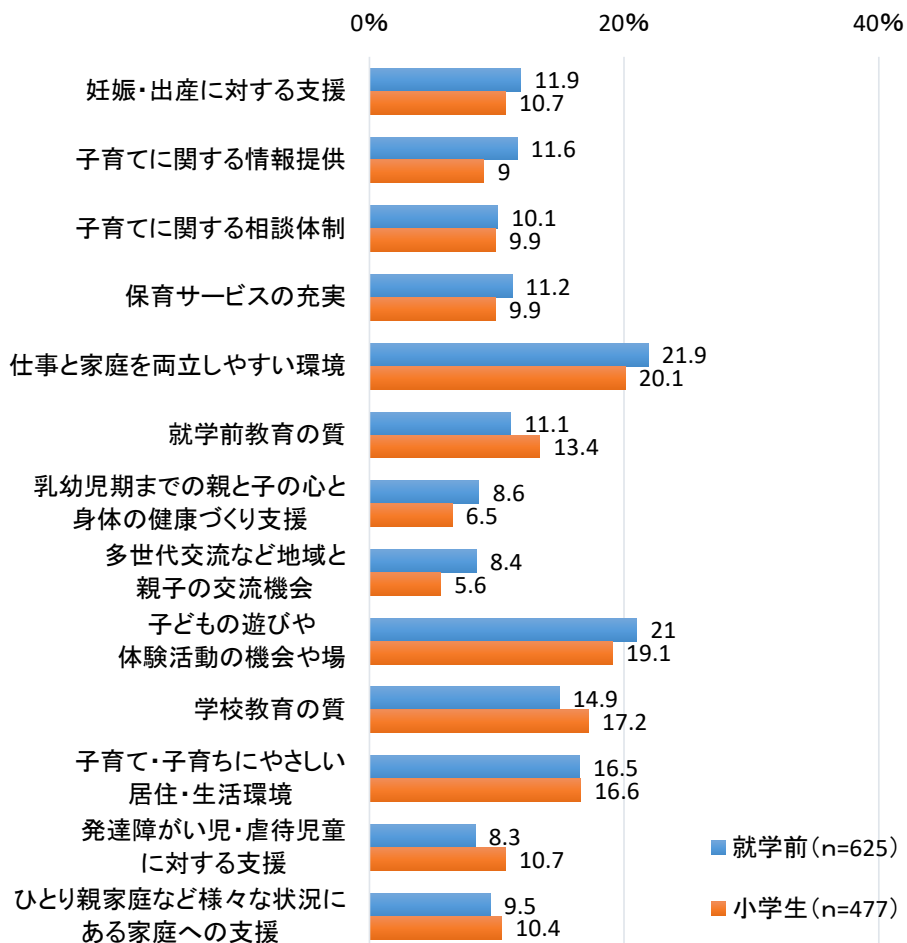
松浦市における子育ての環境や支援について、「就学前」「小学生」とともに「どちらともいえない」が最も高い割合となっています。次いで「やや満足」「満足」の順となっています。

松浦市における子育ての環境や支援に満足していますか。



次に子育てに関する13の項目について聞いており、グラフには「やや不満」と「不満」を合計した割合を示しています。「就学前」「小学生」とともに「仕事と家庭を両立しやすい環境」が、最も高い割合となり、次いで「子どもの遊びや体験活動の機会や場」が高い割合となっています。

子育てをするうえで、あなたは不満がありますか。



※無回答を除く

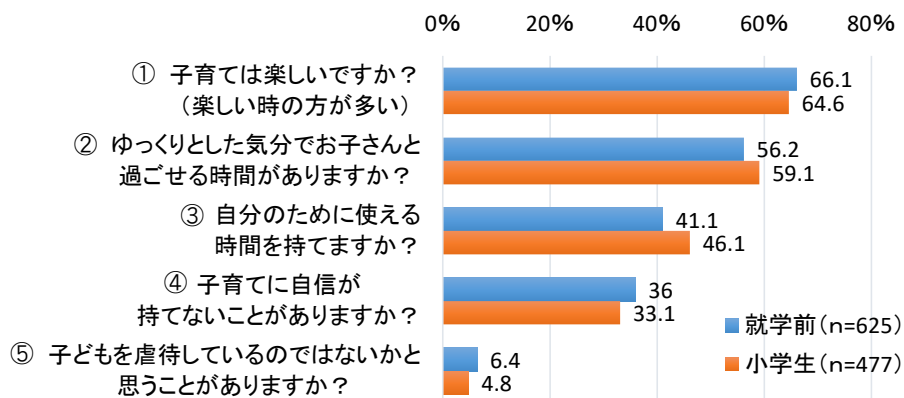


また、5つの項目についてご自身のお気持ちをお聞きしていますが、5つの項目は「就学前」「小学生」ともにほぼ同様の割合となっています。

「楽しい時の方が多い」が「就学前」「小学生」ともに60%以上を占め、「お子さんと過ごせる時間がある」との回答は半数以上の割合を占めています。また、「自分のために使える時間を持てる」との回答は40%以上の割合を占めています。

また、「子育てに自信が持てない」との回答は、「就学前」「小学生」ともに30%以上の割合を占め、「子どもを虐待しているのではないかと思うことがある」との回答は10%以下となっています。

下記の①～⑤の項目について、あなたの気持ちはいかがですか。（「はい」と答えた割合）



※無回答を除く





6. 長崎県子どもの生活に関する実態調査による松浦市の状況

長崎県では、県内の子どもの生活状況と現行の支援制度の課題等を把握し、より効果的に子どもの貧困対策等を推進するため、平成30年度に「長崎県子どもの生活に関する実態調査」（小値賀町を除く県内20市町）を実施いたしました。

松浦市でも「長崎県子どもの生活に関する実態調査」のデータから抽出したデータにより実態の状況を把握し、今後の施策の充実や改善につなげる基礎資料とします。

※記載している設問、グラフは特徴的なものを抜粋しています。

（1）調査対象

県内の市町から抽出した小中学校に通う小学5年生及び中学2年生の子どもとその保護者

（2）調査内容

①保護者用

世帯構成、家庭での子どもとの生活、子どもとの日常生活と教育、学校行事などへの参加、保護者の最終学歴や経済状況等、保護者自身や子ども自身の健康・気持ち・悩み、必要な支援等

②子ども用

勉強と学校生活、放課後の過ごし方、健康、食生活、考えや気持ち、悩みやサポートしてくれる人等

（3）調査方法

市町が対象校を選定のうえ、県が決定・アンケート調査票は学校を通じて配布・回収

（4）調査期間

平成30年11月22日～12月5日（14日間）

（5）配付・回収状況（松浦市分のみ記載）

配布数	有効回収数	回収率
321票（全体）	313票	97.5%



(6) 結果概要における世帯区分について

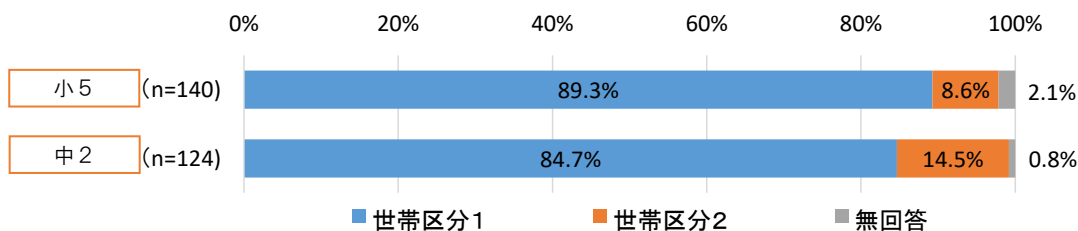
調査結果の概要で示すグラフ中の世帯区分については、「長崎県子どもの生活に関する実態調査」により算出・補正された当該世帯の等価可処分所得（世帯年収を世帯人員の平方根で除した額）の中央値の半分である「97.2万円」を使用しており、97.2万円以上となる世帯の呼称を「世帯区分1」、97.2万円未満となる世帯の呼称を「世帯区分2」とするものです。

なお、ここで設定された区分の割合と、厚生労働省発表の子どもの貧困率とは、調査対象、世帯所得の把握方法等が異なるため、比較できません。

(7) 子どもに対する設問

① 世帯区分による回答者の構成

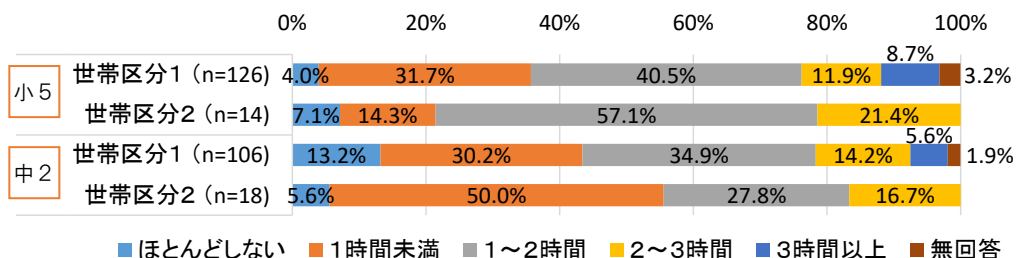
当該世帯の等価可処分所得が97.2万円以上となる「世帯区分1」の割合は小学5年生・中学2年生とともに80%以上となり、97.2万円未満となる「世帯区分2」の割合は小学5年生で8.6%、中学2年生で14.5%となっています。



② 学校の授業以外での勉強の時間

学校の授業以外での勉強の時間について、小学5年生では「1～2時間」が「世帯区分1」「世帯区分2」とともに最も割合が高くなっていますが、中学2年生では「世帯区分1」で「ほとんどしない」の割合が増加することや、「世帯区分2」で「1時間未満」が最も高い割合となることから、勉強の時間が減る傾向がみえます。

あなたは、平日（月～金曜日）、学校の授業以外に1日あたりどのくらい勉強しますか。

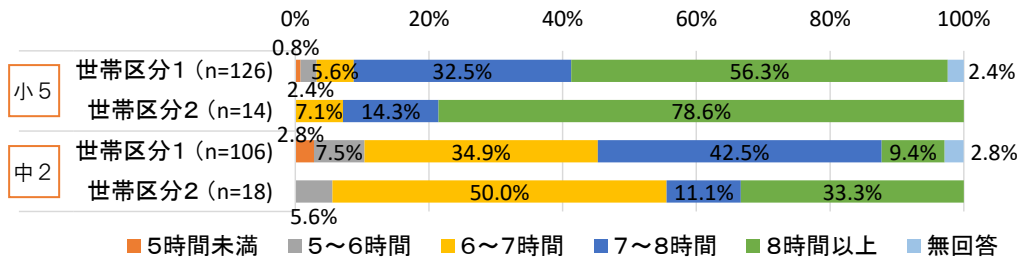




③ 睡眠時間

睡眠時間について、小学5年生では「世帯区分1」「世帯区分2」でともに「8時間以上」が最も高くなっていますが、中学2年生では「世帯区分1」で「7～8時間」が最も割合が高く、「世帯区分2」で「6～7時間」が最も割合が高くなっています。

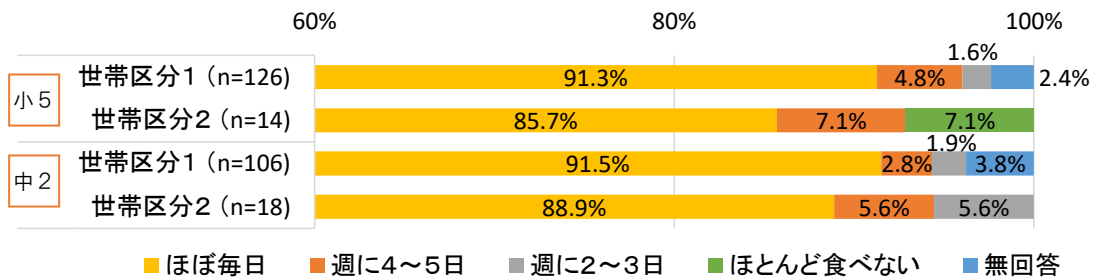
あなたは、平日（月～金曜日）は、平均して何時間くらい寝ていますか。



④ 朝食の頻度

朝食の頻度について、全体的に「世帯区分1」「世帯区分2」でともに「ほぼ毎日」が最も高くなっていますが、小学5年生の「世帯区分2」では「ほとんど食べない」が7.1%となっています。また中学2年生の「世帯区分2」でも「週に2～3日」が5.6%となっています。

あなたは、週にどのくらい朝食を食べますか。



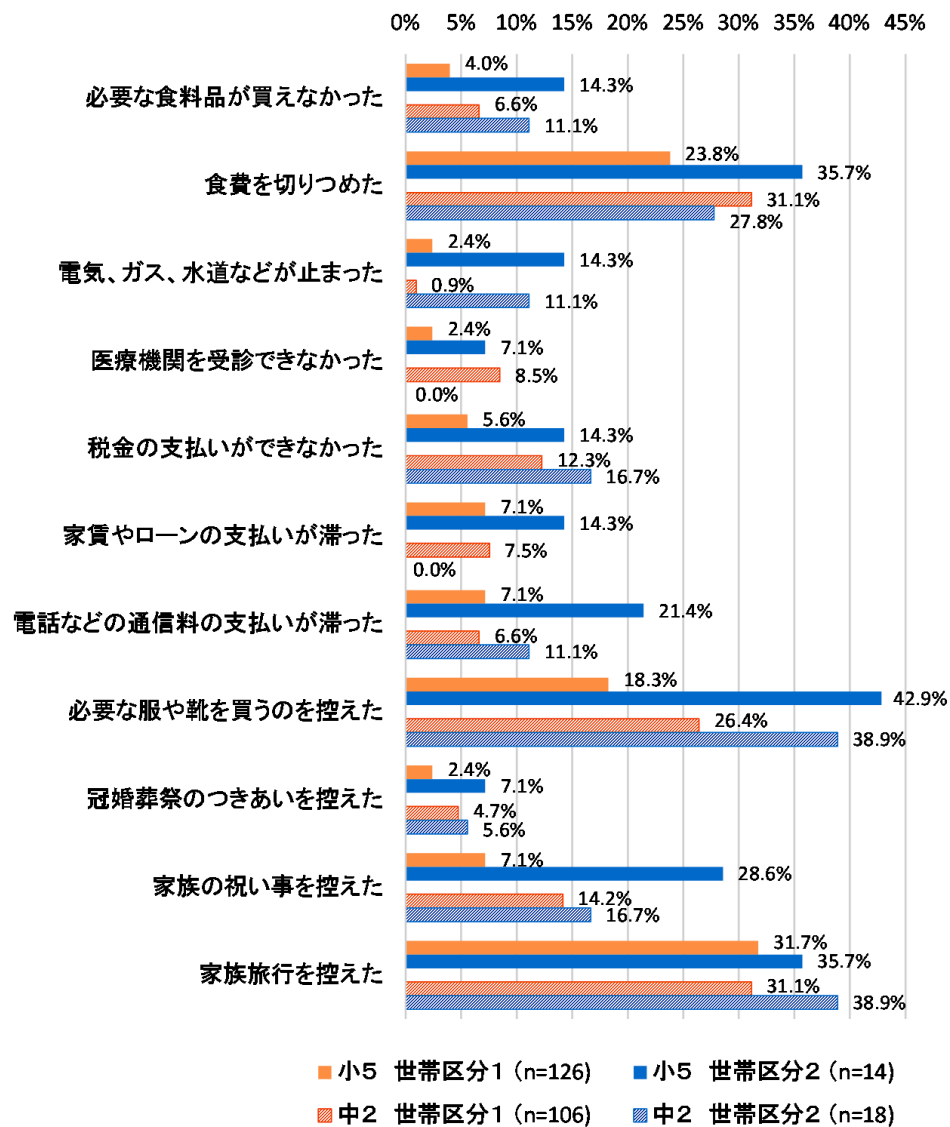


(8) 保護者に対する設問

① 経済的な理由により経験したこと

経済的な理由により経験したことについて、項目の中では「食費を切りつめた」「必要な服や靴を買うのを控えた」「家族旅行を控えた」が高い割合となっています。また、「世帯区分1」と「世帯区分2」で比較した場合には、多くの項目で「世帯区分2」が高い割合となっています。

あなたの世帯では、経済的理由で、次のような経験をしたことがありますか。おおよそ直近1年の間でお考えください。(複数回答)

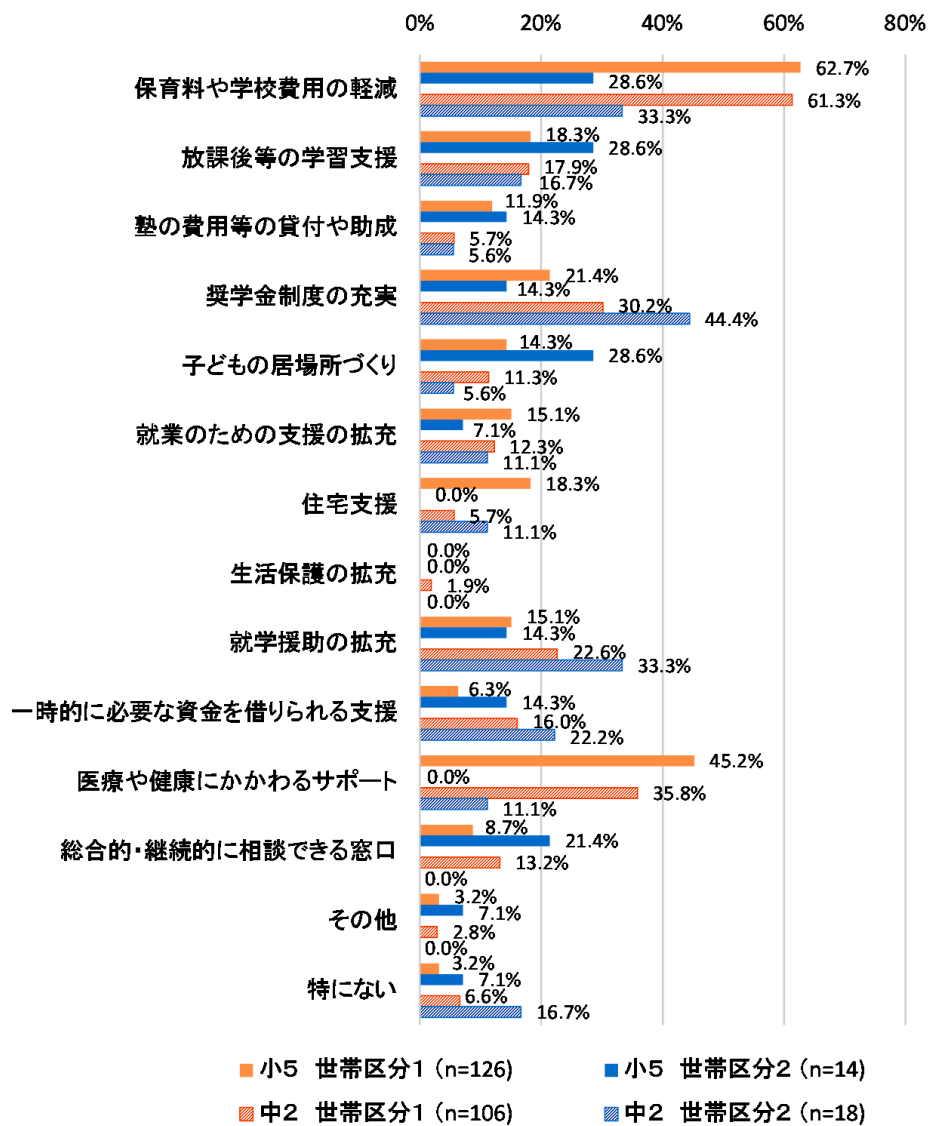




② 子どもを育てていく上で必要と思う支援

子どもを育てていく上で必要と思う支援について、「世帯区分1」では「保育料や学校費用の軽減」「医療や健康にかかわるサポート」が高い割合となり、「世帯区分2」では「保育料や学校費用の軽減」「放課後等の学習支援」「奨学金制度の充実」「子どもの居場所づくり」「就学援助の拡充」が高い割合となっています。

あなたが子どもを育てていく上で必要と思う支援はどのようなことですか。(複数回答)





7. 子ども・子育て支援に関するヒアリング調査

本市では本計画の策定のため、アンケート調査等を実施し、保護者の状況の把握に努めましたが、本市の教育・保育サービスの実施主体、子育て支援事業の運営主体・団体を対象に、現在の状況や意向などについて把握するため、本調査を実施しました。

① 教育・保育サービスの実施主体

実施対象/事業所等名称

じこう保育園・慈光幼稚園 鷹島保育園 みくりや保育園 松浦幼稚園
養源保育所 ほしか保育園 曙保育園 うつみ乳児保育園 今福保育園
たのしかこども園 はまゆう園 上志佐保育所 調川保育所
ひかりヶ丘保育園 志佐保育園

主な設問と回答

問1. 貴施設での、今後5年間（2019～2023年度）における利用定員規模の意向について

利用定員規模の意向については現状維持が半数以上を占める一方、「減らす予定」との回答が4事業所となっています。

問2. 貴施設での、人材の確保状況について

人材の確保についての課題についても聞いていますが、「人材確保はできていない」との回答が4事業所であり、求人活動が間に合わない、コスト増のため対応が難しい、距離的な問題により人材不足で確保が難しいといった意見がみられます。

問3. 貴施設での、実施もしくは実施予定としている事業について

一時預かり事業、延長保育事業、休日保育事業については「取り組みたい、取り組む予定」との回答がそれぞれ複数ありましたが、一方では、一時預かり事業で「取り組んでいるが廃止を検討している」との回答がありました。

問4. 問2でおうかがいした「人材確保」以外で、貴施設で日ごろ、課題だと感じていることについて

課題としては主に「男性の育児休業の取得を推進する気運づくり」「地区の出生率が減少により定員に達しない状況」「保育士の処遇改善」「感染症の流行等及び災害時の休園について具体的な決まりがない」「離島における保育園存続」「保育所においても教育を行っていることのアピール」「建物の老朽化」等の課題がありました。



問5. 子育てサービスの現状や子育て経験などから、どのような支援策の充実を行政に望めますか。あるいは、松浦市の子育て支援に希望することや、子育ての課題に関連して困っていることについて

本市に望む支援策、困りごとなどについては主に、「出産時の支給制度」「病児保育」「公園や遊ぶ施設」「地域の保育園と連携」「講師派遣制度の補助金」「市独自の保育士賃金改善施策,」「出生後の母親のフォロー」等の回答がありました。

② 放課後児童クラブ・地域子育て支援拠点事業の運営主体・団体（※任意提出）

実施対象/事業所（団体）等名称

スマイルキッズ 梶の葉会 たんぼぼ福祉会 恵日会 上志佐めだかの会
たのしかこども園 志佐保育園

主な設問と回答

問1. 松浦市の子どもたちの現状や取り巻く状況を見て、日ごろ感じていることや、思うことはどのようなことですか。そのうち、現状と課題だと思ふことについて

課題については、「利用者が増えたことによる安全面等の対応」「松浦高校の生徒の確保」「養育者と支援者が共に子どもの発達について学習を重ね、子どもたちの素養を高める」「特別なニーズがある子どもへの理解や対応」等の回答がありました。

問2. 問1でお答えいただいた『課題だと思ふこと』について、貴事業所（団体）での対応や改善を図るために、何か取り組まれていることがあれば、お答えください。

安全面等の対応については、「小学校のグラウンド、プールを使わせてもらっている」「遊びの時間や遊びの場所を保育園と譲り合っている」こと。子どもたちの素養を高めるについては、指導目標に「靴を並べる」等の具体的で取り組みやすい目標を設定し、実践する。特別なニーズがある子どもへの理解や対応については「学校への相談」「学校行事へ参加し、共通の話題を持つよう心掛けている」等の回答がありました。

問3. 問2でお答えいただいた『取り組まれていること』を行う上で、問題となっていることなどがあれば、お答えください。

具体的な問題点としては、「グラウンドを使用できる日は限られている」「譲り合っているも、園児と児童の接触などの危険がある」「遊具、玩具の破損が多い」といったことから児童クラブ専用の園舎の設置を望む回答がありました。



問4. この5年間で、利用者もしくは親が抱えている悩みや不安で、増えたこと、減ったこと、新たな問題など、気づいたことはありますか。

新たな問題点としては、主に「転勤の方が多いため、相談できる方が近くにいない」「夜間でも診てもらえる小児科（病院）がない」「支援児が増えている」「子どもの言葉使いなど」「発達障がいの子どもが増えている（母親も子どもも）」「気になる行動をする子どもへの対応」等の回答がありました。

問5. 子育てサービスの現状や子育て経験などから、どのような支援策の充実を行政に望めますか。あるいは、松浦市の子育て支援に希望することや、子育ての課題に関連して困っていることがありましたら、お答えください。

前の設問等に出された問題や課題以外では、「有料予防接種代の無償化（助成制度）」「小児科を増やす、病児保育をしてくれる病院」「医療型の発達支援施設」といった回答があり、その他には「集団生活に馴染めず、困っている児童に対して早期発見と対応」「専門家、コーディネーターが必要」といった回答もありました。





8. 松浦市における主な課題

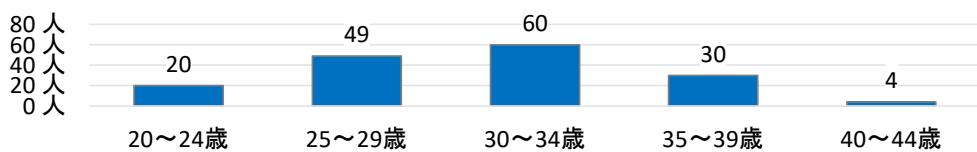
(1) 女性人口の減少

本市における母親の出生数を確認すると、平成27年の人口動態調査では25歳から34歳の年齢層が多いことがわかります。また、その年齢層を含め44歳までの年齢層（5歳階級別）の推移をみると、0歳か4歳までの子どもの年齢層の割合と動きが同期していることがわかります。

このように子どもの減少の要因の一つとして、母親となる女性の減少にあると考えられ、子育て世代の負担を軽減し、定住しやすい環境づくりが重要です。

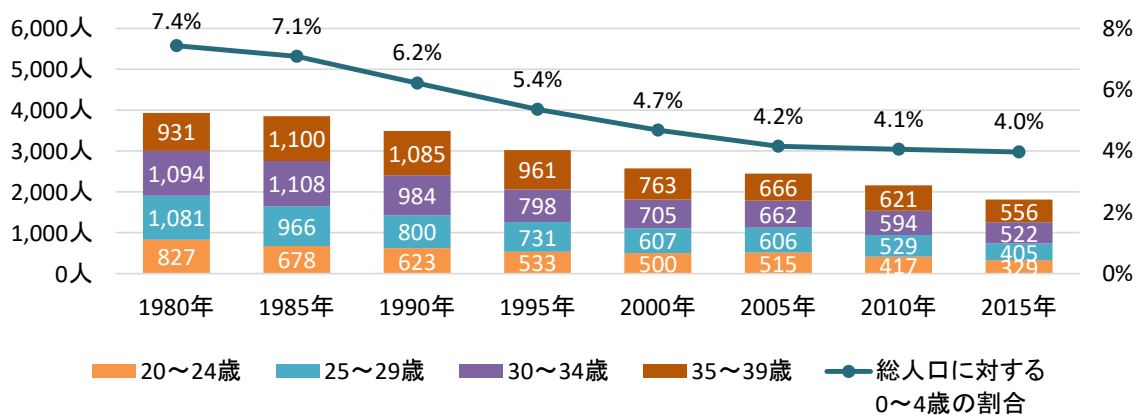
また、子どもの数が減っても、必要な保育機能を存続、維持していけるよう、本市の保育環境や市民のニーズを踏まえながら、保育や子育て支援機能を提供できる体制づくりを構築していくことが必要です。

平成27年 松浦市 母親の出生数と年齢（5歳階級）



資料：人口動態調査 平成27年

20歳~39歳 女性の推移



資料：国勢調査

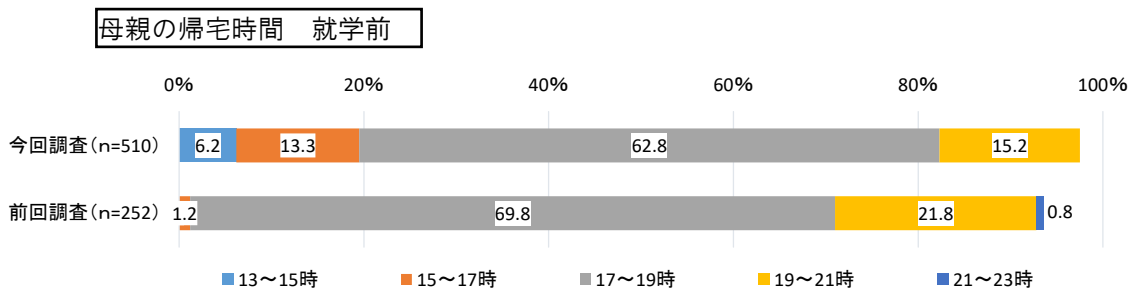


(2) 保護者の働き方に対応する教育・保育環境の整備

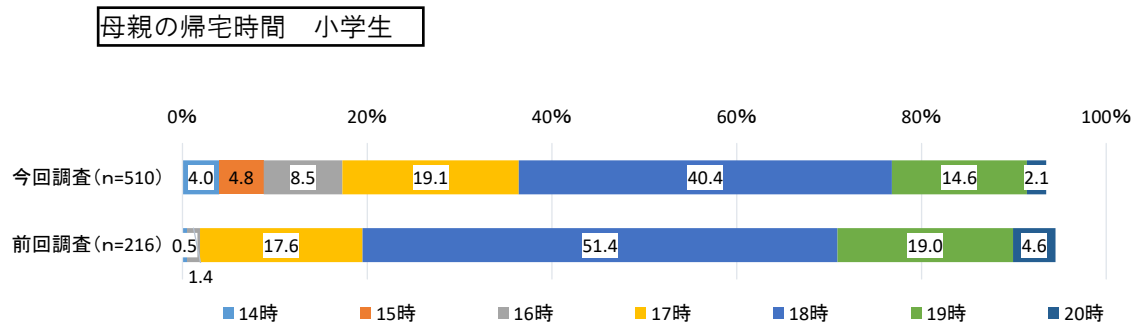
本市における女性の就業率は年々上昇しており、女性の就業率は20歳から59歳にかけて80%に近い割合となっており、地域で女性が多く活躍している状況です。

これに関連してアンケート調査の結果、専業主婦層等の減少、「帰宅時間」の変化による多様な保育ニーズが潜在していることが考えられます。

今後も本市における共働き世帯の増加に配慮し、教育・保育環境の充実やワーク・ライフ・バランスの推進など、安心して産み育てることができる環境づくりが重要な課題となります。



資料：アンケート調査
※13時～23時を記載



資料：アンケート調査
※14時～21時を記載

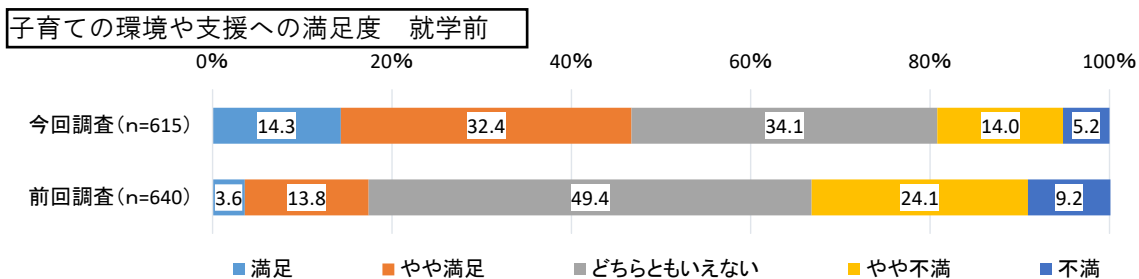
就学前は、前回調査では17～21時で90%以上の割合を占めていましたが、今回調査では、その他の時間帯に増加がみられます。
小学生も同様に前回調査と比較して、帰宅時間がその他の時間帯に増加がみられ、分散している状況です。



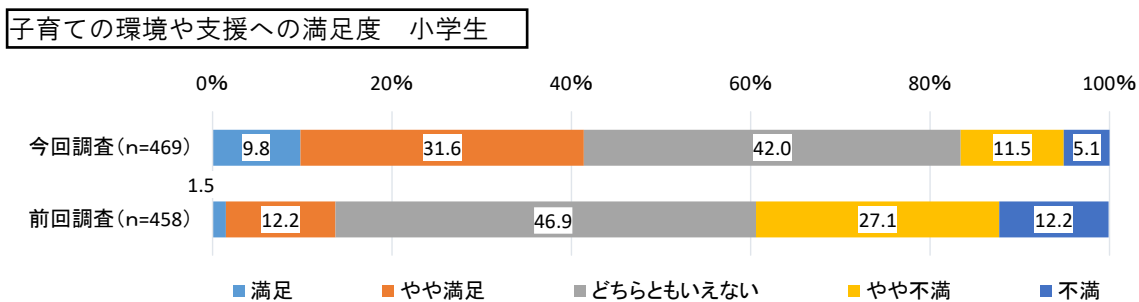
(3) 子育て支援の充実

アンケート調査では、本市における子育ての環境や支援についての満足度を聞いていますが、「就学前」「小学生」ともに前回調査より満足度は向上し、子育て環境の向上を感じている様子が見えます。

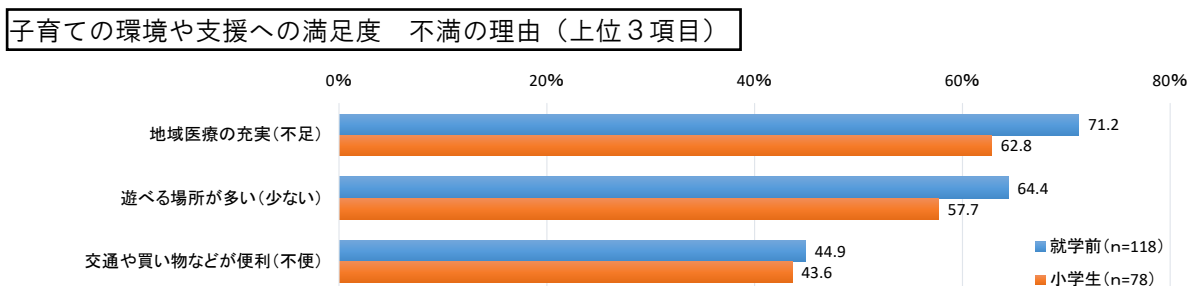
一方、不満の理由としてあがっている項目として、「遊べる場所が多い(少ない)」「交通や買い物などが便利(不便)」「地域医療の充実(不足)」が「就学前」「小学生」ともに上位となっており、「遊び場(居場所)」「交通や商店(商業施設)」「医療」といった部分のほかには「公共施設の充実」も高い割合となっているため、これらは松浦市として必要性和優先順位の高いものであることがわかります。



資料：アンケート調査



資料：アンケート調査



資料：アンケート調査



(4) 困窮する子どもや子育て家庭への対応

現在の日本は他の国と比較して豊かな国であるといえますが、そのような状況でも生まれ育った環境によって、教育の機会が得られない子どもたちや健やかな成長に必要な衣食住が確保されていない子どもがいるのが現状です。このことが子どもの貧困問題として提起されたことから、生まれ育った環境によって、将来の選択肢が閉ざされることがないように対応していく必要があります。

実際に日本の子どもの貧困率（相対的貧困率）は、平成 27 年には 13.9%（「国民生活基礎調査」による）と、12 年ぶりの改善が見られたものの、先進国の中では依然高い水準にあり、特に、「子どもがいる現役世帯のうち大人が 1 人の世帯」においては、50.8% の子どもが貧困状態にあるとされています。また、食料や衣服の困窮等については、比較的所得が高い世帯でも起こるため、所得だけでは子どもの生活状況が分からないこともあります。

そのため、松浦市でも状況把握を行い、対応できる体制整備を進める必要があります。

「相対的貧困」について

貧困には、「絶対的貧困」と「相対的貧困」の考え方があり、「絶対的貧困」とは、食料や衣類など生活に必要な最低限の基準が満たされていない状態を示します。

「相対的貧困」とは、相対的に貧しい状態を示し、「相対的貧困率」の算出方法は様々ですが、厚生労働省が「平成 25 年国民生活基礎調査」で公表した「相対的貧困率」は、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づき、一定基準を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいいます。

(5) すべての子どもの健やかな育ちが保障される支援体制の充実

本市の実績では就学前児童（3 歳～5 歳）の就園状況は 93%（平成 30 年度）となっており、未就園である子どもの割合はわずかとなっています。今後は教育・保育の無償化や就業率の増加に伴い家庭などにいる子どもの就園率の上昇もわずかに予想されますが、ひとり親家庭の子ども、発達上の支援が必要な子どもの現状などから、未就園の子どもや特別な支援が必要な子ども・子育て世帯への支援の必要性は今後も高まっていくものと考えられます。

これらの課題の対応については、地域、関係機関等と連携し、それぞれの特性を生かしながら子育てしやすい環境の整備に努める必要があります。

今後のひとり親家庭への支援や児童虐待、発達上の支援が必要な子どもや家庭への支援など、特別な支援が必要な子どもへの支援はもちろんのこと、すべての子どもの健やかな育ちが保障される支援体制の整備に努める必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念
2. 基本目標
3. 取組の体系
4. 教育・保育提供区の設定



1. 基本理念

平成 27 年に策定された第一期計画では、「松浦市次世代育成支援行動計画」に引き続き、基本理念である「心通わせ、子育て安心 たくましい子等の育つまち」のもと、「子どもの最善の利益」が実現され、安心して産み育てることができる社会を目指し、子育て支援施策に取り組んできました。

本計画では、これまでの理念や子育て支援施策の方向性を継承しつつ、国や社会の動向、子育て家庭を取り巻く環境等を踏まえ、子育て支援施策のより一層の充実を目指します。

基本理念

心通わせ、子育て安心 たくましい子等の育つまち

2. 基本目標

基本目標 1	たくましい子どもを育む教育・保育の環境の整備
	保育所（園）・認定こども園から小・中学校へとつながる一体的な「子育て支援」の考えのもと、子どもの健やかな成長を支援するため、乳幼児期における発達の段階に応じた質の高い教育・保育の提供体制を確保します。
基本目標 2	保護者の主体的な子育てを支える仕組みの構築
	保護者が子育てについての第一義的な責任を有することを前提としつつ、保護者の就労状況や生活環境及び、子育てを取り巻く家庭環境の違いや子どもの発達程度にかかわらず、子育てするすべての人に対して様々な支援が提供できるよう、地域と連携しながら取組を進めます。
基本目標 3	健やかに産み育てることができる環境の整備
	すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、妊娠期からの継続した関わりを通して、安全な妊娠・出産の確保と育児不安の軽減、子どもの疾病の予防などを含めた母子保健対策を充実します。
基本目標 4	子どもの最善の利益を支える仕組みの構築
	ひとり親家庭や障がいのある子どもを養育している家庭など、特に支援が必要な家庭に対して関係機関と連携して適切な支援を提供するとともに、児童虐待防止対策を充実して、子どもへの最善の利益がもたらされるよう取組を進めます。
基本目標 5	仕事と子育てが両立できる社会づくりの推進
	男女がともに支えあいながら子育てができるよう、男女共同参画の意識醸成を促進するとともに、仕事と家庭のバランスが取れた生活が送れるよう取組を進めます。



3. 取組の体系

基本理念のもと、5つの基本目標とそれぞれの施策を掲げ、本市における子ども・子育て支援を総合的に進めていきます。

基本理念

心通わせ、子育て安心 たくましい子等の育つまち

基本目標

基本施策

基本目標 1
たくましい子どもを育む教育・保育の環境の整備

- (1) 教育・保育施設、地域型保育事業の推進
- (2) 教育・保育等サービスの充実
- (3) 家庭及び地域の教育環境づくり
- (4) 新・放課後子ども総合プラン

基本目標 2
保護者の主体的な子育てを支える仕組みの構築

- (1) 地域子ども・子育て支援事業の充実
- (2) 子育て相談、子ども支援ネットワークの構築
- (3) 次代の親の育成
- (4) 経済的支援

基本目標 3
健やかに産み育てることができる環境の整備

- (1) 母子保健の充実
- (2) 思春期保健の充実
- (3) 小児医療の推進
- (4) 有害環境対策の推進
- (5) 交通安全対策の推進

基本目標 4
子どもの最善の利益を支える仕組みの構築

- (1) 虐待防止など要支援児童対策
- (2) いじめや不登校への対応
- (3) 障がいのある子どもと家庭への支援
- (4) ひとり親家庭等の自立支援
- (5) 子どもの貧困対策の推進

基本目標 5
仕事と子育てが両立できる社会づくりの推進

- (1) 仕事と子育ての両立支援



4. 教育・保育提供区の設定

子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育の提供区域を設定し、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援についての「量の見込み」「確保方策」の記載が必要となります。そのため提供区域において教育・保育の提供体制の確保と方策の検討、また、地域子ども・子育て支援に係る需給調整を判断することとなります。

- 「量の見込み」（需要量）＝実績やニーズを勘案し、計画期間中必要となる利用人数等を見込むことです。
- 「確保方策」（供給量）＝「量の見込み」に対応するサービス提供体制の目標量です。

（1）提供区域設定の考え方

区域設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況やその他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の事情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めました。その際、教育・保育提供区域は地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定しました。

（2）区域設定

本市では、第一期計画において松浦市内3区（旧松浦市区、福島町区、鷹島町区）を基本に、教育・保育の提供区の設定をしています。なお、教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域的な提供体制については、設定区分または事業ごとに設定しています。

現在、計画期間中に大規模な都市整備計画等の想定や、地域の社会状況の変化も見込まれていないことから、第一期計画を踏襲して設定した区域ごとに各事業の量の見込みを算出し、併せて見込みに対する確保策を講じていきます。



(3) 提供区域の設定

以下が各事業における提供区域となります。

教育・保育	
保育所（園）	市内3区
幼稚園	全市区
認定こども園	全市区
特定地域型保育事業 （小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）	市内3区
地域子ども・子育て支援事業	
利用者支援事業	全市区
地域子育て支援拠点事業	全市区
妊婦健診	全市区
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	全市区
養育支援訪問事業	全市区
子育て短期支援事業（ショートステイ）	全市区
子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター事業）	全市区
一時預かり事業（1・2号認定による利用）	全市区
延長保育事業	市内3区
病後児保育事業	全市区
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	各町区

第4章 施策の内容

- 基本目標1 たくましい子どもを育む教育・保育の環境の整備
- 基本目標2 保護者の主体的な子育てを支える仕組みの構築
- 基本目標3 健やかに産み育てることができる環境の整備
- 基本目標4 子どもの最善の利益を支える仕組みの構築
- 基本目標5 仕事と子育てが両立できる社会づくりの推進



基本目標1 たくましい子どもを育む教育・保育の環境の整備

(1) 教育・保育施設、地域型保育事業の推進

乳幼児期における子どもの発達段階に応じた教育・保育施設や地域型保育事業について必要に応じ確保していきます。

① 量の見込み（令和2年）

松浦地区		令和2年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上、 教育利用	教育利用の 希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
3～5歳						
①	量の見込み	119人	296人		34人	197人
			50人	246人		
② 確保 方 策	特定教育・保育施設	116人	286人		33人	192人
	保育所（園）	0人	0人	236人	28人	161人
	幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
	認定こども園	116人	50人	0人	5人	31人
	特定地域型保育事業	0人	0人	3人	0人	0人
	他市町へ	3人	0人	7人	1人	5人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人

福島地区		令和2年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上、 教育利用	教育利用の 希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
3～5歳						
①	量の見込み	0人	54人		3人	22人
			8人	46人		
② 確保 方 策	特定教育・保育施設	0人	53人		3人	22人
	保育所（園）	0人	0人	45人	3人	22人
	幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
	認定こども園	0人	8人	0人	0人	0人
	特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	他市町へ	0人	0人	1人	0人	0人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人



鷹島地区		令和2年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上、 教育利用	教育利用の 希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
3～5歳						
①	量の見込み	0人	30人		2人	10人
			4人	26人		
② 確保 方策	特定教育・保育施設	0人	29人		2人	10人
	保育所（園）	0人	0人	25人	2人	10人
	幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
	認定こども園	0人	4人	0人	0人	0人
	特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	他市町へ	0人	0人	1人	0人	0人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人

全地区合計		令和2年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上、 教育利用	教育利用の 希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
3～5歳						
①	量の見込み	119人	380人		39人	229人
			62人	318人		
② 確保 方策	特定教育・保育施設	116人	368人		38人	224人
	保育所（園）	0人	0人	306人	33人	193人
	幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
	認定こども園	116人	62人	0人	5人	31人
	特定地域型保育事業	0人	0人	3人	0人	0人
	他市町へ	3人	0人	9人	1人	5人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人



② 量の見込み（令和3年）

松浦地区		令和3年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上、 教育利用	教育利用の 希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
3～5歳						
①	量の見込み	117人	287人		33人	199人
			48人	238人		
② 確保 方 策	特定教育・保育施設	114人	277人		32人	194人
	保育所（園）	0人	0人	229人	27人	163人
	幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
	認定こども園	114人	48人	0人	5人	31人
	特定地域型保育事業	0人	0人	2人	0人	0人
	他市町へ	3人	0人	7人	1人	5人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人

福島地区		令和3年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上、 教育利用	教育利用の 希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
3～5歳						
①	量の見込み	0人	48人		3人	22人
			7人	41人		
② 確保 方 策	特定教育・保育施設	0人	47人		3人	22人
	保育所（園）	0人	0人	40人	3人	22人
	幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
	認定こども園	0人	7人	0人	0人	0人
	特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	他市町へ	0人	0人	1人	0人	0人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人



鷹島地区		令和3年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上、 教育利用	教育利用の 希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
3～5歳						
①	量の見込み	0人	23人		2人	10人
			3人	20人		
② 確保 方策	特定教育・保育施設	0人	22人		2人	10人
	保育所（園）	0人	0人	19人	2人	10人
	幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
	認定こども園	0人	3人	0人	0人	0人
	特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	他市町へ	0人	0人	1人	0人	0人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人

全地区合計		令和3年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上、 教育利用	教育利用の 希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
3～5歳						
①	量の見込み	117人	356人		38人	231人
			58人	299人		
② 確保 方策	特定教育・保育施設	114人	346人		37人	226人
	保育所（園）	0人	0人	288人	32人	195人
	幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
	認定こども園	114人	58人	0人	5人	31人
	特定地域型保育事業	0人	0人	2人	0人	0人
	他市町へ	3人	0人	9人	1人	5人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人



③ 量の見込み（令和4年）

松浦地区		令和4年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上、 教育利用	教育利用の 希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
3～5歳						
①	量の見込み	115人	278人		32人	198人
			49人	229人		
② 確保 方 策	特定教育・保育施設	112人	269人		31人	193人
	保育所（園）	0人	0人	220人	27人	163人
	幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
	認定こども園	112人	49人	0人	4人	30人
	特定地域型保育事業	0人	0人	2人	0人	0人
	他市町へ	3人	0人	7人	1人	5人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人

福島地区		令和4年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上、 教育利用	教育利用の 希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
3～5歳						
①	量の見込み	0人	49人		3人	21人
			7人	42人		
② 確保 方 策	特定教育・保育施設	0人	48人		3人	21人
	保育所（園）	0人	0人	41人	3人	21人
	幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
	認定こども園	0人	7人	0人	0人	0人
	特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	他市町へ	0人	0人	1人	0人	0人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人



鷹島地区		令和4年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上、 教育利用	教育利用の 希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
3～5歳						
①	量の見込み	0人	22人		2人	10人
			3人	19人		
② 確保 方策	特定教育・保育施設	0人	21人		2人	10人
	保育所（園）	0人	0人	18人	2人	10人
	幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
	認定こども園	0人	3人	0人	0人	0人
	特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	他市町へ	0人	0人	1人	0人	0人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人

全地区合計		令和4年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上、 教育利用	教育利用の 希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
3～5歳						
①	量の見込み	115人	349人		37人	229人
			59人	290人		
② 確保 方策	特定教育・保育施設	112人	338人		36人	224人
	保育所（園）	0人	0人	279人	32人	194人
	幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
	認定こども園	112人	59人	0人	4人	30人
	特定地域型保育事業	0人	0人	2人	0人	0人
	他市町へ	3人	0人	9人	1人	5人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人



④ 量の見込み（令和5年）

松浦地区		令和5年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上、 教育利用	教育利用の 希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
3～5歳						
①	量の見込み	112人	268人		30人	194人
			50人	218人		
② 確保 方策	特定教育・保育施設	109人	259人		29人	189人
	保育所（園）	0人	0人	209人	25人	160人
	幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
	認定こども園	109人	50人	0人	4人	29人
	特定地域型保育事業	0人	0人	2人	0人	0人
	他市町へ	3人	0人	7人	1人	5人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人

福島地区		令和5年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上、 教育利用	教育利用の 希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
3～5歳						
①	量の見込み	0人	42人		3人	21人
			6人	36人		
② 確保 方策	特定教育・保育施設	0人	41人		3人	21人
	保育所（園）	0人	0人	35人	3人	21人
	幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
	認定こども園	0人	6人	0人	0人	0人
	特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	他市町へ	0人	0人	1人	0人	0人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人



鷹島地区		令和5年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上、 教育利用	教育利用の 希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
3～5歳						
①	量の見込み	0人	23人		2人	8人
			3人	20人		
② 確保 方策	特定教育・保育施設	0人	22人		2人	8人
	保育所（園）	0人	0人	19人	2人	8人
	幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
	認定こども園	0人	3人	0人	0人	0人
	特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	他市町へ	0人	0人	1人	0人	0人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人

全地区合計		令和5年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上、 教育利用	教育利用の 希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
3～5歳						
①	量の見込み	112人	333人		35人	223人
			59人	274人		
② 確保 方策	特定教育・保育施設	109人	322人		34人	218人
	保育所（園）	0人	0人	263人	30人	189人
	幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
	認定こども園	109人	59人	0人	4人	29人
	特定地域型保育事業	0人	0人	2人	0人	0人
	他市町へ	3人	0人	9人	1人	5人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人



⑤ 量の見込み（令和6年）

松浦地区		令和6年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上、 教育利用	教育利用の 希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
3～5歳						
①	量の見込み	112人	265人		29人	185人
			52人	213人		
② 確保 方 策	特定教育・保育施設	109人	256人		28人	180人
	保育所（園）	0人	0人	204人	25人	152人
	幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
	認定こども園	109人	52人	0人	3人	28人
	特定地域型保育事業	0人	0人	2人	0人	0人
	他市町へ	3人	0人	7人	1人	5人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人

福島地区		令和6年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上、 教育利用	教育利用の 希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
3～5歳						
①	量の見込み	0人	41人		3人	21人
			6人	35人		
② 確保 方 策	特定教育・保育施設	0人	40人		3人	21人
	保育所（園）	0人	0人	34人	3人	21人
	幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
	認定こども園	0人	6人	0人	0人	0人
	特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	他市町へ	0人	0人	1人	0人	0人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人



鷹島地区		令和6年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上、 教育利用	教育利用の 希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
3～5歳						
①	量の見込み	0人	22人		2人	8人
			3人	19人		
② 確保 方策	特定教育・保育施設	0人	21人		2人	8人
	保育所（園）	0人	0人	18人	2人	8人
	幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
	認定こども園	0人	3人	0人	0人	0人
	特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	他市町へ	0人	0人	1人	0人	0人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人

全地区合計		令和6年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上、 教育利用	教育利用の 希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
3～5歳						
①	量の見込み	112人	328人		34人	214人
			61人	267人		
② 確保 方策	特定教育・保育施設	109人	317人		33人	209人
	保育所（園）	0人	0人	256人	30人	181人
	幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
	認定こども園	109人	61人	0人	3人	28人
	特定地域型保育事業	0人	0人	2人	0人	0人
	他市町へ	3人	0人	9人	1人	5人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人



(2) 教育・保育等サービスの充実

施策	内容と方向性	主な担当課
休日保育事業	<p>保護者の勤務形態の多様化に対応し、日曜や祝日に子どもを保育所（園）・認定こども園で預かる事業です。現在民間保育所1か所で実施しています。就労形態の多様化に伴い、サービス業などは日曜出勤の職場が増えていきます。</p> <p>【方向性】 今後も継続して実施していきます。</p>	子育て・こども課
障害児保育事業	<p>身体的な障がい、自閉症スペクトラム症あるいは注意欠如多動症の傾向を持つ発達障がいのある子どもを、保育施設で可能な限り受け入れ、保護者の子育てと仕事の両立を支援するとともに、児童の自立支援に努めています。</p> <p>【方向性】 すべての保育所（園）・認定こども園での受け入れを実施できるよう、また、受け入れた後も適切な対応ができるよう、障がいの特性や対応方法を学ぶ機会を設けるとともに、バリアフリー化や個室の整備など、保育環境の整備に努めます。</p>	子育て・こども課
保育所（園）・認定こども園の施設整備	<p>安全・安心な保育環境の確保のため、保育所（園）・認定こども園の改修・整備に向けての計画を定め、国の補助金を活用しながら、施設の改築、改修等の施設整備を推進します。</p> <p>【方向性】 施設の規模及び老朽化などを考慮しながら、計画的な改修・整備を進めます。</p>	子育て・こども課





(3) 家庭及び地域の教育環境づくり

施策	内容と方向性	主な担当課
子育てに関する講座等の開催	<p>まつうら出前講座などを通じて、家庭の教育力の充実に支援するため、子育てに関する講座を開催します。市立公民館においても子育てに関する学習機会の提供を充実させるとともに、地域性を踏まえ、内容の充実に努めます。また、子どもが長時間のゲームやスマートフォン、インターネット等に接触することによる生活のリズムの乱れ・依存被害が急増していることに対し、長崎県メディア安全指導員を活用し、健診時または保育所（園）・認定こども園、幼稚園、学校、PTA等において安全・安心なメディアとの付き合い方を普及・啓発していきます。</p> <p>【方向性】 今後も継続して実施していきます。</p>	<p>生涯学習課</p> <p>子育て・こども課</p>
学校施設の開放	<p>子どもと地域住民の交流拠点として、すべての小・中学校の体育館やグラウンド等の学校施設を開放し、活用を推進しています。</p> <p>【方向性】 今後も、地域に開かれた学校づくりの一環として、施設の有効活用を図ります。毎月初めの1週間、小学校9校、中学校7校においてオープンスクールを実施します。</p>	<p>学校教育課</p>
絵本の読み聞かせ親子のふれあい事業	<p>乳幼児健診時にオリジナル絵本「だっこだっこ（乳児版）」及び「まーくんのたんけん（幼児版）」を配布し、ボランティア、図書館職員、母子保健推進員による読み聞かせを行い、乳幼児期における親子のふれあいの大切さや方法を伝えるとともに、家庭で楽しい子育てができる環境への支援を行います。</p> <p>【方向性】 今後も継続して実施していきます。</p>	<p>子育て・こども課</p>
「木育」の推進	<p>「森林」あるいは『木』の持つ魅力を再発見し、木材の良さや利用の意義を学び、子育て支援の更なる充実を目指すとともに、私達の暮らしの中に木材を取り入れ、感情豊かな子どもを育てるため、「木育」を推進しています。また、計画的に推進すべく、「松浦市木育推進計画」を策定しました。</p> <p>【方向性】 「松浦市木育推進計画」に規定する施策を計画的に実施し、「木育」を推進していきます。</p>	<p>子育て・こども課</p>



(4) 新・放課後子ども総合プラン

国においては「小1の壁」の解消を図り、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができ、多様な体験活動を行うことができる環境の整備を目的として、放課後等にすべての児童を対象とした学習や体験・交流活動などを行う事業（放課後こども教室）の計画的な整備を進めるための放課後子ども総合プランが平成26年7月に策定されました。

市町村においてもすべての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から放課後児童クラブ及び放課後こども教室を計画的に整備することが求められ、松浦市においても整備方針を定めました。平成30年には引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後こども教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、以下の目標を掲げた新・放課後子ども総合プランを公表しています。

松浦市においても引き続きすべての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができるよう居場所の確保に努め、整備方針を定め取り組めます。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備。

子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万か所以上で実施することを目指す。

両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。

項目	放課後児童クラブ（厚生労働省）	放課後こども教室（文部科学省）
趣旨	共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る（児童福祉法第6条の3第2項に規定）	すべての子どもを対象として、安全・安心な児童の活動拠点に場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ文化芸術活動地域住民と交流活動等の機会を提供する取組を推進する。
実施場所	児童館児童センター・公民館・小学校体育施設の余裕教室など	学校余裕教室や図書館・体育館・公民館など
利用料等	原則有料	無料



放課後子ども総合プランの推進について

～放課後児童クラブ及び放課後こども教室の整備方針等～

市町村が取り組むべき項目	松浦市の方針
放課後児童クラブの令和6年度に達成されるべき目標事業量	市内7町（星鹿、御厨、志佐、調川、今福、福島、鷹島）及び上志佐地区で実施している放課後児童クラブにおいて、今後も連携を図りながら事業を実施します。
一体型の放課後児童クラブ及び放課後こども教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量	放課後児童クラブの充実を図りながら、関係部署と連携し、具体的な方策を検討します。 今後も公民館事業としての放課後こども教室と、放課後児童クラブの連携を図ります。
放課後こども教室の令和6年度までの整備計画	市内の全児童を対象とした教室を市立公民館8か所（星鹿、御厨、志佐、上志佐、調川、今福、福島、鷹島）で実施しており、小学校の余裕教室の活用については今後の検討課題とします。
放課後児童クラブ及び放課後こども教室の一体的な又は連携による実施に関する具体的な方策	放課後児童クラブ及び放課後こども教室各々の充実を図り、安全・安心な放課後等の居場所の確保に努め、一体的または連携による実施をしており、今後も内容の充実に努めます。
小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後こども教室への活用に関する具体的な方策	小学校の余裕教室の活用については、現在の利用状況を踏まえ、児童・地域住民に対し、学校教育に支障のない範囲で、必要に応じて今後実施方法を検討します。 実施している場所については、今後も継続して実施する予定です。
放課後児童クラブ及び放課後こども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	教育委員会、子育て・こども課及び放課後児童クラブ等の関係者で積極的な情報交換共有を行うとともに、教育委員会と子育て・こども課の兼務職員を配置したことにより、さらなる連携強化を図ります。
地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組	地域の実情に応じ、内容の充実に努めます。
地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後こども教室に関する検討の場運営協議会等について	松浦市子ども・子育て支援対策地域協議会等を通じ、検討を行います。



基本目標2 保護者の主体的な子育てを支える仕組みの構築

(1) 地域子ども・子育て支援事業の充実

○利用者支援事業

子ども及びその保護者が、保育所（園）・認定こども園での教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。

「量の見込み」は、アンケート調査によらず算出。

【単位：か所】

全市区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保方策	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
【提供体制と確保の内容】	みんなの子育て広場（URACCO）に子育て支援員を配置し、子育てに関する相談に対応するとともに、保育所（園）・認定こども園の利用希望者に対しては、市の窓口にて対応しています。また、令和2年度中に、子育て・世代包括センターを設置し、妊婦等を対象とした相談に応じます。				

○地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うとともに子育てサークルを支援する事業です。

「量の見込み」は、実績における利用割合の平均×推計児童数（月間）で算出。

【単位：人回／月】

全市区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,066	1,039	1,010	974	936
②確保方策	1,066	1,039	1,010	974	936
②—①	0	0	0	0	0
【提供体制と確保の内容】	現在は、各保育所（園）・認定こども園の自主事業として行っています。利用希望量は減少傾向にありますが、状況をみながら確保していきます。				



○妊婦健診

妊婦一般健康診査の受診を奨励し、妊娠中の健康管理を促進する事業です。

「量の見込み」は、実績における利用割合の平均×当該年・翌年の0歳推計児童数で算出。

【単位：人件／年】

全市区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,674	1,625	1,539	1,478	1,405
②確保方策	1,674	1,625	1,539	1,478	1,405
②—①	0	0	0	0	0
【提供体制と確保の内容】	すべての妊婦を対象に妊娠中の健康管理を促し、健康診査の受診を推進します。				

○乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

子育ての孤立化を防ぐために、生後4か月を迎えるまでのすべての乳児のいる家庭を訪問する事業です。

「量の見込み」は、当該年の0歳推計児童数。

【単位：人】

全市区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	141	137	133	126	121
②確保方策	141	137	133	126	121
②—①	0	0	0	0	0
【提供体制と確保の内容】	出産後のケアと併せて、乳児のいるすべての家庭を訪問します。				



○養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師、育児支援家庭訪問員等が訪問し、養育に関する指導助言等を行う事業です。

「量の見込み」は、実績における発生率の平均×推計児童人口で算出。

【単位：人】

全市区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	138	136	134	131	128
②確保方策	138	136	134	131	128
②—①	0	0	0	0	0
【提供体制と確保の内容】	必要に応じ、確保していきます。				

○子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の病気やその他の理由により、子育てが一時的に困難となった場合などに児童福祉施設等において一定期間養育を行う事業です。

「量の見込み」は、実績における利用率の平均×推計児童人口で算出。

【単位：人日/年】

全市区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	16	16	15	15	14
②確保方策	16	16	15	15	14
②—①	0	0	0	0	0
【提供体制と確保の内容】	必要に応じ、確保していきます。				



○子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）

子育てと家庭の両立及び子育てを支援するため、子どもを預かってほしい方（依頼会員）と子どもを預かることができる方（協会員）とを会員として組織し、会員相互の活動を支援する事業です。

「量の見込み」は、国の標準的な算出による

【単位：人日／年】

全市区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	44	42	42	40	39
低学年	19	19	18	17	16
高学年	25	24	24	23	22
②確保方策	0	0	0	0	0
低学年	0	0	0	0	0
高学年	0	0	0	0	0
【提供体制と確保の内容】	ファミリー・サポート・センターの設置には至っていませんが、育児支援家庭訪問員と連携を図りながら、子育てと家庭の両立が図れるような活動を実施します。				

○一時預かり事業等

ア) 幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼稚園等において保育が必要な児童に対し、一時的な預かり保育を提供する事業です。必要に応じ確保していきます。

「量の見込み」は、実績における利用率の最大値×推計児童人口で算出。

【単位：人日／年】

全市区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	15,376	14,489	14,002	13,229	12,914
②確保方策	15,376	14,489	14,002	13,229	12,914
②—①	0	0	0	0	0
【提供体制と確保の内容】	当事業を実施することにより、教育時間が1日4時間の認定こども園においても長時間預けることができ、安心して子育てできる環境を提供しています。				



イ) 一時預かり事業（在園児対象型を除く）・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）・子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

保護者が急な仕事や病気、冠婚葬祭などにより、一時的に保育が必要になる子どもを日中に保育所（園）・認定こども園で預かる事業です。

「量の見込み」は、利用を希望している子どもの数×希望日数の合計で算出。

【単位：人日/年】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,766	1,690	1,638	1,562	1,514
一時預かり事業	1,766	1,690	1,638	1,562	1,514
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	0	0	0	0	0
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	0	0	0	0	0
②確保方策	1,766	1,690	1,638	1,562	1,514
一時預かり事業	1,766	1,690	1,638	1,562	1,514
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	0	0	0	0	0
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	0	0	0	0	0
②—①	0	0	0	0	0
【提供体制と確保の内容】	一時預かり事業については、現在、保育所（園）において一時保育事業（市単独事業）として実施しているところですが、今後も必要に応じ確保していきます。子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）については、今回の保護者等を対象としたアンケート調査ではニーズがありませんでしたので、事業は実施しないこととしました。				



○延長保育事業

保護者の勤務形態の多様化に対応するため、通常保育（11 時間）を超えて保育を行う事業です。

「量の見込み」は、実績における利用率の平均×推計児童人口

【単位：人日/年】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
松浦地区	①量の見込み	195	187	179	171	166
	②確保方策	195	187	179	171	166
	②—①	0	0	0	0	0
福島地区	①量の見込み	42	38	39	34	34
	②確保方策	42	38	39	34	34
	②—①	0	0	0	0	0
鷹島地区	①量の見込み	23	19	18	19	20
	②確保方策	23	19	18	19	20
	②—①	0	0	0	0	0
市内全域	①量の見込み	260	244	236	224	220
	②確保方策	260	244	236	224	220
	②—①	0	0	0	0	0
【提供体制と確保の内容】		就労形態の多様化に伴い、市内11か所の保育所（園）・認定こども園で時間外保育を実施しており、今後も必要に応じ、確保していきます。				



○病後児保育事業

病気回復期にある児童を保育所（園）・認定こども園の専用スペースにおいて、看護師を配置し一時的に預かる事業です。現在は1か所の保育所で実施しています。ニーズ量が多い状況ですが、1日あたりの受入人数平均4人の確保に努めます。併せて、体調不良児の受け入れに努めます。

「量の見込み」は、利用を希望している子どもの数×希望日数の合計

【単位：人日/年】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（全市域）	260	244	236	224	220
松浦地区	195	187	179	171	166
福島地区	42	38	39	34	34
鷹島地区	23	19	18	19	20
②確保方策	260	244	236	224	220
②—①	0	0	0	0	0
【提供体制と確保の内容】	市内1か所で実施できています。実施か所を増やすことについては、施設整備のこともあり、保育所等以外の場所も視野に入れ、利用希望者数など全体的に様子をみながら協議していきます。				





○放課後児童健全育成事業（学童保育）

就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学生の児童に対し、施設等で放課後及び長期休暇等に適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの健全育成を図る事業です。放課後児童健全育成事業（学童保育）については、利用希望の受け入れができるよう、提供体制を確保していきます。

「量の見込み」は、直近の実績による登録率×推計児童人口

【単位：登録児童数】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
青島・星鹿 小学校区	小学1年生	5	5	5	5	5
	小学2年生	9	9	9	9	9
	小学3年生	7	7	7	7	7
	小学4年生	3	3	3	3	3
	小学5年生	2	2	2	2	2
	小学6年生	1	1	1	1	1
	合計	27	27	27	27	27
御厨小学校区	小学1年生	11	11	11	11	11
	小学2年生	19	20	19	19	18
	小学3年生	10	10	10	10	10
	小学4年生	11	11	11	10	10
	小学5年生	2	2	2	2	2
	小学6年生	2	2	2	2	2
	合計	55	56	55	54	53
上志佐・志佐 小学校区	小学1年生	27	27	27	26	25
	小学2年生	24	24	24	23	22
	小学3年生	23	23	23	22	21
	小学4年生	6	6	6	6	6
	小学5年生	3	3	3	3	3
	小学6年生	0	0	0	0	0
	合計	83	83	83	80	77
調川小学校区	小学1年生	12	12	12	12	12
	小学2年生	8	8	8	8	8
	小学3年生	4	4	4	4	4
	小学4年生	5	5	5	5	5
	小学5年生	2	2	2	2	2
	小学6年生	1	1	1	1	1
	合計	32	32	32	32	32



		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
今福小学校区	小学1年生	9	9	9	9	9
	小学2年生	9	9	9	9	9
	小学3年生	6	6	6	6	6
	小学4年生	7	7	7	7	6
	小学5年生	1	1	1	1	1
	小学6年生	0	0	0	0	0
	合計	32	32	32	32	31
福島養源 小学校区	小学1年生	6	6	6	6	6
	小学2年生	5	5	5	5	5
	小学3年生	6	6	6	6	6
	小学4年生	0	0	0	0	0
	小学5年生	1	1	1	1	1
	小学6年生	0	0	0	0	0
	合計	18	18	18	18	18
鷹島小学校区	小学1年生	1	1	1	1	1
	小学2年生	3	3	3	3	3
	小学3年生	4	4	4	4	4
	小学4年生	6	6	6	6	6
	小学5年生	2	2	2	2	2
	小学6年生	0	0	0	0	0
	合計	16	16	16	16	16
市内全域	小学1年生	71	71	71	70	69
	小学2年生	77	78	77	76	74
	小学3年生	60	60	60	59	58
	小学4年生	38	38	38	37	36
	小学5年生	13	13	13	13	13
	小学6年生	4	4	4	4	4
	合計	263	264	263	259	254
【提供体制と確保の内容】		利用児童数の増加に伴い、平成28年度から志佐児童クラブは2単位で実施しています。令和2年度からは、新たに御厨児童クラブを2単位で実施することとしており、今後も利用児童数の推移をみながら継続して事業を実施していきます。				



(2) 子育て相談、子ども支援ネットワークの構築

施策	内容と方向性	主な担当課
子育てに関する相談対応の充実	<p>子育て・こども課を中心に、民生委員・児童委員、主任児童委員、母子保健推進員などとの連携を図るとともに、利用者支援事業基本型に子育て支援員を配置し、子育てや教育に関する相談対応窓口の充実を図ります。</p> <p>【方向性】 窓口の一本化を図り、乳児から成人まで、家庭相談から発達相談、教育委員会の就学指導委員会、適応指導教室への参加など、地域の民生委員・児童委員などからの情報提供を受けながら、一体的な子育て支援や子ども自身の支援を行っており、今後も継続して実施していきます。</p>	子育て・こども課
地域の子育て支援ネットワークの構築	<p>子どもを安心して産み育てることができる、暮らしやすいまちづくりを構築するため、保育所（園）・認定こども園などの子育て支援施設と地域及び子育て支援活動団体（「御厨ゆりかごの会」及び「まつうら子育て応援隊」）等との連携を図ります。</p> <p>【方向性】 各施設において様々な行事の際に地域の方に参加してもらったり、地域及び子育て支援活動団体の行事へ参加したりしており、今後も継続して実施していきます。</p>	子育て・こども課
子育てに関する情報提供の充実	<p>地域の子育て支援サービスに関する情報を市のホームページや広報誌などを通じて保護者へ提供しています。</p> <p>【方向性】 今後も、各種広報媒体の活用により、子育て支援月間など子育てに関する情報提供の充実を図り、子育て中の保護者の孤立化や育児不安の解消に努めます。 また、市のホームページ、子育て・こども課のフェイスブック及びNBC データ放送等を活用し、子育てに関する様々な支援策や相談窓口などを紹介し、今後も情報提供及び発信に努めます。</p>	子育て・こども課
子育て広場の整備	<p>子育て中の親子が気軽に訪れ、相談や情報を交換する場所として、みんなの子育て広場（URACCO）を平成 28 年度の開設し、様々な事業を実施しています。</p> <p>【方向性】 今後も様々なイベント等を開催し、施設の認知度を高め、支援施設として、相談・情報提供・交流の場としての役割を果たします。</p>	子育て・こども課



(3) 次代の親の育成

施策	内容と方向性	主な担当課
次代の親となるための教育啓発	<p>学校での授業において、家庭生活や家族についての指導学習を行うことで、子どもを産み育てることや時代の親となる意識を育てます。</p> <p>【方向性】 中学校7校の総合的な学習の時間の中で、職場体験学習を実施し、乳幼児とふれあうことで、次の世代へ命をつなぐことの大切さを体験させています。また、家庭科の授業において実習を行っており、今後も継続して実施していきます。</p>	学校教育課
乳幼児とのふれあい交流活動の推進	<p>中学校の総合的な学習の時間の中で、保育所（園）・認定こども園での職場体験活動を実施し、乳幼児とふれあう機会を設けています。</p> <p>【方向性】 次の世代へ命をつなぐことの大切さを体験させるとともに、望ましい社会性や勤労観、職業観、豊かな人間形成のための教育を充実し、今後も継続して実施していきます。</p>	学校教育課

(4) 経済的支援

施策	内容と方向性	主な担当課
医療費の助成	<p>心身障がいのある人や乳幼児、小・中学生、ひとり親家庭の医療費を助成しています。平成27年7月1日からは高校生等（18歳に到達する年の年度末）まで対象を拡大し、子育て世帯のさらなる負担軽減を図ります。</p> <p><福祉事務所> 対象者：身体障害者・知的障害者・精神障害者、身障手帳1. 2. 3級及び療育手帳A 1. A 2. B 1、精神障害者手帳1級（通院のみ） 自己負担額1回800円、1月の上限が1,600円、調剤は負担なし。 身障手帳4級：総額-1,000円×1/2を助成。 調剤は、1/2を助成。</p> <p><子育て・こども課> 平成22年10月から小・中学生を助成対象とし、平成27年7月からは高校生等（18歳に到達する年度末）まで医療費助成の対象としました。 助成方法は、乳幼児医療費は現物給付、ひとり親家庭等医療費・小学生以上の医療費は、償還払いとしている。 自己負担額1回800円、1月の上限が1医療機関につき1,600円、調剤は負担なし。</p> <p>【方向性】 今後も継続して実施していきます。</p>	<p>福祉事務所</p> <p>子育て・こども課</p>



施策	内容と方向性	主な担当課
保育料等の軽減	<p>令和元年10月に実施された幼児教育・保育の無償化の対象とならない3歳未満の子どもを対象とし、国が定める基準の階層をさらに細分化し、保育料を軽減しています。なお、多子世帯における保育料の軽減については、保育所入所事業について入所する子どものうち第2子から無料としています（国基準は第2子2分の1負担、第3子以降無料）。</p> <p>また、無償化の対象とならない3歳以上の子どもの副食費について、1か月4,500円を上限とし、保護者に代わって市が負担しています。</p> <p>【方向性】 今後も継続して実施していきます。</p>	子育て・こども課
児童手当の支給	<p>子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、児童手当を支給しています。今後も、基準に基づいた支給を行います。3歳未満は、一律15,000円、3歳以上小学校終了前は、10,000円（第3子以降は15,000円）、中学生は、一律10,000円を年3回支給（6月、10月、2月）。ただし、養育者の所得が限度額以上の場合、特例給付として一律5,000円を支給。</p> <p>【方向性】 今後も継続して実施していきます。</p>	子育て・こども課
就学援助制度の実施	<p>誰もが義務教育を受けられるよう経済的に困難な人に対し、学用品や学校給食費などの教育費の一部を援助しています。今後も、制度の適正な運用に努めます。</p> <p>【方向性】 例年どおり継続的に実施し、今後も継続していきます。</p>	教育総務課
奨学金制度の実施	<p>能力または学習意欲があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な高校生及び大学生等に対して、奨学金を貸与しています。</p> <p>【方向性】 今後も、制度の適正な運用に努め、例年どおり継続的に実施していきます。</p>	教育総務課
離島高校生就学支援制度の実施	<p>高等学校のない離島地区から本土等の高等学校等への進学する高校生の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費及び下宿等の居住費の一部を補助金として交付しています。</p> <p>【方向性】 今後も、制度の適正な運用に努めます。例年どおり継続的に実施していきます。</p>	教育総務課



施策	内容と方向性	主な担当課
定住促進住宅の家賃の減額	<p>松浦市定住促進住宅では、子育て支援や市外からの転入促進を目的として、定住促進住宅の家賃の減額制度を実施しています。</p> <p>【子育て支援家賃減額】 中学校卒業前までの子どもを持つ世帯を対象に、子どもの人数に応じて一定の額を毎月の家賃から減額。 （平成30年度には113世帯を対象）</p> <p>【方向性】 制度の積極的なPRを図り、子育て世帯の効果的な事業となるよう、今後も継続して実施していきます。</p>	都市計画課
不妊治療費の助成	<p>不妊治療にかかる経済的負担を軽減するため、平成27年4月から助成を実施しています。特定不妊治療（体外受精・顕微授精）については、県の助成対象となった方について1回につき10万円を限度に、通算30万円まで助成します。一般不妊治療（人工授精）については、1回につき1万円を限度に、年3回、通算6万円まで助成します。</p> <p>【方向性】 平成27年度より特定不妊治療及び一般不妊治療について、上記内容のとおり助成しており、今後も継続して実施していきます。</p>	子育て・こども課
各種手当助成制度に関する情報提供の充実	<p>各種手当や助成制度の利用を促進するため、広報誌や市のホームページ、パンフレットの配布等により情報提供の充実を図り、制度の普及・啓発に努めます。また、市が取り組む子育て支援等の施策や市の魅力等について、メディアやチラシ等による効果的な情報発信に取り組んでいきます。</p> <p>【方向性】 （福祉事務所） 市のホームページに掲載の他、年1回広報誌に掲載し周知を行っており、今後も継続して実施していきます。 （子育て・こども課） フェイスブック及び市のホームページに掲載。年1回広報誌に掲載し周知を行っており、今後も継続して実施していきます。 （教育総務課） 保護者あてチラシの配布、広報誌掲載、市のホームページ、NBCデータ放送を活用し、情報発信を行っており、今後も継続して実施していきます。</p>	福祉事務所 子育て・こども課 教育総務課
その他の政策	<p>結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援について、今後も検討していきます。</p> <p>【方向性】 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援について、今後も子育て・こども課のフェイスブック等に掲載し、他部署が実施している市の施策も総合的に情報発信し、今後も新しい情報の発信に努めていきます。</p>	子育て・こども課



基本目標3 健やかに産み育てることができる環境の整備

(1) 母子保健の充実

施策	内容と方向性	主な担当課
母子保健推進員活動の充実	<p>母子保健推進員として11人（令和元年度現在）が活動しており、乳幼児健診で保健師の補助をしたり、新生児訪問の際に育児相談・指導に対応するとともに、情報提供をしています。また、母親とのコミュニケーションの場としておもちゃづくりの会を年2回程度開催しています。地域でのアドバイザーとして母親と顔見知りになることで、気軽に育児相談ができる体制の充実を図ります。</p> <p>【方向性】 4か月健診・1歳6か月健診・3歳児健診を松浦市地区においては、市民福祉総合プラザ、福島地区においては、福島保健センター、鷹島地区においては、鷹島水仙苑において実施。今後も継続して実施していきます。</p>	子育て・こども課
子育て世代包括支援センターの活用推進	<p>妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するため、子育て世代包括支援センターを立ち上げ、妊産婦等の支援に必要な実情の把握や妊娠・出産・育児に関する相談、必要な情報提供・助言、保健指導、保健医療福祉の関係機関との連絡調整を行います。</p> <p>【方向性】 子育て世代包括支援センターを令和2年度中に設置し、妊娠・出産・育児に関する相談等に柔軟に対応していきます。</p>	子育て・こども課
乳幼児健診の充実	<p>4か月児、1歳6か月児、3歳児の健康診査を実施しています。乳児一般健康診査の受診を奨励し、健康管理の向上を図ります。また健診結果などにより必要に応じ保護者会の指導や経過観察など事後指導の充実を図ります。</p> <p>【方向性】 4か月健診・1歳6か月健診・3歳児健診を松浦市地区においては、市民福祉総合プラザ、福島地区においては、福島保健センター、鷹島地区においては、鷹島水仙苑において実施しており、今後も継続して実施していきます。</p>	子育て・こども課
予防接種の周知啓発	<p>広報誌や市のホームページなどで、予防接種の内容や実施状況について周知、啓発を行います。また、必要に応じ個別通知等を行い、感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するとともに、接種率の向上を図ります。予防接種に係る情報を適切に伝えるとともに、子育て支援に関する他の事業も併せて周知していきます。</p> <p>また、任意接種であるインフルエンザ予防接種については、生後6か月から小学生までを対象とし助成を行っています。</p> <p>【方向性】 今後も最新の情報を適切な時期に提供し、予防接種の接種率の向上を図っていきます。</p>	子育て・こども課



施策	内容と方向性	主な担当課
乳幼児相談の充実	<p>市民福祉総合プラザにおいて保健師や栄養士、母子保健推進員により月1回、離乳食や発達育児に関する相談を行っています。今後も、様々な相談への対応に努めます。乳幼児相談やわくわくマタニティ教室等を開催し、保護者の様々な相談に対応しています。</p> <p>【方向性】 平成28年度から、みんなの子育て広場（URACCO）を開設し、子育て支援員を配置し、相談体制の強化を図っており、今後も継続して実施していきます。</p>	子育て・こども課
5歳児健診の実施	<p>3歳児健診と就学時健診の間に、5歳児健診を実施し、健やかな身体発育の確認と発達や情緒に遅れがないか等を早期に発見するとともに、就学への支援につなげる機会とします。市内に住む5歳児が健診対象とし、早い時期から療育支援を行い、スムーズな就学へつなげるよう支援を行っています。</p> <p>【方向性】 平成28年度は、市内各保育所（園）・認定こども園15か所及び市外の保育所に通う5歳児全員を実施した。平成29年度以降も対象児すべてを健診できるよう計画的に実施しており、今後も継続して実施していきます。</p>	子育て・こども課
わくわくマタニティ教室	<p>妊婦の方に、妊娠中や出産、その後の育児等に必要な知識を提供するとともに、不安感を解消し、安心して出産及び育児に向き合えるよう講習を行います。</p> <p>【方向性】 母子手帳交付時の案内、ハイリスク妊婦には特に勧奨しており、今後も継続して実施していきます。</p>	子育て・こども課
ベビー用品貸出事業	<p>乳幼児期に必要な備品等を貸出しすることにより、里帰り時や緊急時の子育て家庭の支援をするとともに、安心して産み育てることができる環境整備の推進を図ります。（ベビーベッド・チャイルドシート・スケール（体重計）・ベビーバス）平成27年度から「松浦市すくすく子育て応援事業」としてベビー用品の貸し出しを実施しています。</p> <p>【方向性】 安心して産み育てられることができる子育て環境の整備に、今後も引き続き取り組んでいきます。</p>	子育て・こども課



(2) 思春期保健の充実

施策	内容と方向性	主な担当課
性に関する正しい知識の普及・啓発	<p>小・中学校の特別活動・学校保健・学校安全年間指導計画など教育課程において、発達段階に応じた性教育やエイズ教育など性に関する指導を位置づけ、実施しています。</p> <p>【方向性】 小学校9校、中学校7校において、特別活動や学校保健年間指導計画に基づき、発達段階に応じた性に関する指導を計画的に実施しており、今後も継続して実施していきます。</p>	学校教育課
薬物に関する教育の充実	<p>小・中学校において警察署、薬剤師や保健所と連携を図り、薬物乱用防止教室を実施しています。</p> <p>近年の薬物乱用者の増加や低年齢化の傾向を鑑み、正しい知識を身につけるため指導の充実を図ります。</p> <p>【方向性】 中学校7校及び小学校9校（高学年対象）で、警察署や薬剤師・保健所と連携し、薬物乱用防止教室を実施しており、今後も継続して実施していきます。</p>	学校教育課
飲酒・喫煙防止の啓発	<p>小・中学校の特別活動や保健指導において、喫煙や飲酒の害に関する学習などを行い、正しい知識の普及・啓発を図ります。</p> <p>【方向性】 小学校9校、中学校7校において、特別活動や学校保健年間指導計画に基づき、喫煙や飲酒の害に関する学習を発達段階に応じて実施しており、今後も継続して実施していきます。</p>	学校教育課



(3) 小児医療の推進

施策	内容と方向性	主な担当課
小児医療体制の充実・確保	<p>子どもを安心して産み育てるためには、小児医療体制の整備は不可欠です。市内の小児医療機関は1か所で、夜間や休日の小児緊急医療については、近隣市の医療機関で対応しています。</p> <p>【方向性】 今後も、広域的な連携の強化に努めます。公的医療機関については、診療体制を整備することが困難な状況となっており、現在市内の小児科は1か所だけで、夜間や休日に診てもらえる小児科はないため、子育てに関する情報誌を配布し、小児救急電話相談や近隣市の夜間、休日の小児救急医療機関の情報などを提供していきます。子育てパンフレット、フェイスブック、広報誌、市のホームページを活用。佐世保市立急病診療所以外の情報についても、今後も継続して情報提供を実施していきます。</p>	<p>健康 ほけん課</p> <p>子育て・ こども課</p>
小児医療の情報提供	<p>医療機関の場所・診察時間、医療費助成制度など小児医療に関して、健診や各種相談時、市のホームページ等の各種広報媒体の活用により、情報提供体制の充実を図ります。また、乳幼児健康診査時や家庭訪問などを通じて、事故防止の指導や病気、緊急時の対処法について指導の充実を図ります。小児の救急、夜間診療などの対応について、子育てマップに記載した。また、窓口及び電話での問い合わせに随時対応しています。</p> <p>【方向性】 今後も窓口及び電話での問い合わせに随時対応するとともに、情報提供に努めます。</p>	<p>子育て・ こども課</p>

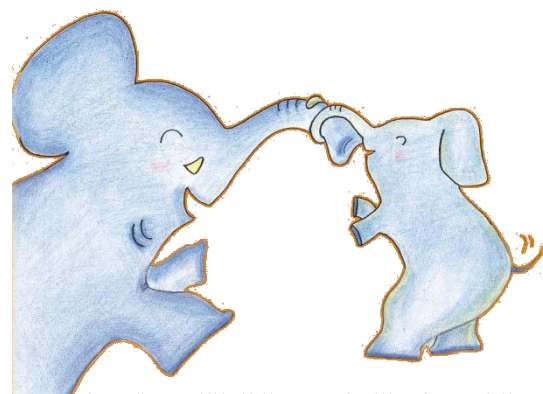
(4) 有害環境対策の推進

施策	内容と方向性	主な担当課
ネット依存に対する研修会の開催	<p>情報化社会の著しい進展、また、スマートフォンの急激な普及に伴い、ネット依存やネットいじめ等、子どもの成長に著しく影響を及ぼすことが大きな社会問題となっています。</p> <p>このことから、あらゆる機会を通じ、インターネットやスマートフォンが与える影響について、研修会を実施しています。</p> <p>【方向性】 (子育て・こども課) インターネットやスマートフォンが与えるネットいじめ等への影響を重要視し、「松浦市子どもサポート推進協議会」を通しての研修会等を開催します。 (学校教育課) 小学校及び中学校において、定期的にメディア研修を実施することにより、ネット依存やネットいじめ等の問題を理解し、インターネットやスマートフォンが与える影響について学習していくこととします。</p>	<p>子育て・ こども課</p> <p>学校教育課</p>



(5) 交通安全対策の推進

施策	内容と方向性	主な担当課
安全点検の実施	<p>子どもを交通事故から守るためには、自ら自分の命を守るだけでなく、市、県、警察、学校及び保育所（園）・認定こども園の関係機関が一体となった見守り体制の強化を図る必要があります。近年、交通事故などにより子どもの命が失われる機会が多くなっており、さらなる見守り体制の強化が求められます。</p> <p>【方向性】 市、県、警察、学校及び保育所（園）等の関係機関が一体となり、定期的に通学路及び散歩コースの安全点検を実施し、危険箇所の情報共有を行っていきます。また、必要に応じ、道路及び附属施設などの整備も行っていきます。</p>	<p>防災課</p> <p>子育て・こども課</p> <p>建設課</p> <p>学校教育課</p>





基本目標4 子どもの最善の利益を支える仕組みの構築

(1) 虐待防止など要支援児童対策

施策	内容と方向性	主な担当課
子どもを守る地域ネットワークの充実	<p>松浦市こどもサポート推進協議会（要保護児童対策地域協議会）において定期的に代表者会議、実務者会議を開催するなど関係機関と連携強化を図っています。また個別ケースについては、個別サポート会議を開催し、きめ細やかな対応に努めています。</p> <p>【方向性】 今後も、児童虐待の防止・早期発見と早期対応を図るため、地域ぐるみで家庭支援を行う体制の整備を推進します。また、代表者会議、実務者会議を開催し、関係機関との連携を図ります。</p>	子育て・こども課
児童虐待防止対策の充実	<p>主任児童委員及び民生委員・児童委員の家庭訪問により、児童虐待や子育てに関する相談支援の充実を図ります。保育所（園）・認定こども園、学校等の関係機関と連携を図り、児童虐待の早期発見・早期対応を図ります。また、必要に応じて個別サポート会議を開催し、子どもの安全を守るために関係機関との連携強化に努めます。</p> <p>【方向性】 必要に応じて個別サポート会議を開催し、関係機関と役割を確認し、児童虐待の早期発見・早期対応を図り、今後も継続して実施していきます。</p>	子育て・こども課

(2) いじめや不登校への対応

施策	内容と方向性	主な担当課
研修会の開催	<p>専門家による講演会及びグループでの研究協議を行うなど、いじめ防止及び不登校児童・生徒への具体的対応策について研修会を実施しています。</p> <p>【方向性】 研修会を定期的実施し、いじめや不登校に対する対応策について意識を深めます。</p>	学校教育課
情報共有	<p>いじめや不登校の状況について、毎月開催される校長研修会、教頭研修会及び教務主任研修会において情報共有に努めます。</p> <p>【方向性】 各種研修会を通じ、引き続き、情報共有に努めます。</p>	学校教育課



(3) 障がいのある子どもと家庭への支援

施策	内容と方向性	主な担当課
療育支援対策の充実	<p>乳幼児健診や5歳児健診で気になる子どもは、健診の場だけの判断ではなく、子どもの困り感を保護者と一緒に確認します。子どもの支援の内容に応じて、作業療法士の保育所（園）・認定こども園への訪問やおやこ教室の実施により、保育所（園）・認定こども園や保護者に具体的な支援方法のアドバイスを行っています。さらに必要時には、専門医の相談や医療機関受診、福祉サービスなど適切な機関へつないでいきます。また、就学準備教室において、小学校入学に向けて教育委員会と連携しながら、スムーズな学校生活のスタートに向けての支援を行います。おやこ教室、就学準備教室には親子で参加をしてもらい、日常生活動作の指導や社会適応能力の指導などを行い、親子での早期の療育支援を行います。</p> <p>【方向性】 今後も、保健、医療、福祉、教育機関が連携し、早期発見、早期療育に努め、切れ目のない支援体制の整備に努めます。</p> <p>乳幼児健診や5歳児健診において、保健師及び作業療法士の専門性を高めるとともに、協働作業による早期発見を目指します。早期発見後は、保護者支援を行いながら、適切な機関や支援につなぎ、早期療育を行います。また、作業療法士による保育所（園）・認定こども園訪問や学校訪問を実施し、支援者の知識や技術の向上に努め、日常生活を送る場での療育支援の実施の充実に努めます。</p>	子育て・こども課
障害福祉対策の充実	<p>障害者手帳（身体・知的・精神）の取得により利用できる各種制度（公共交通機関利用時の割引、公費医療等）や、その障がいの程度に応じて受給できる制度の周知を行います。</p> <p>また、特別児童扶養手当や障害児福祉手当の制度について情報提供を行い、障がいのある子どもを持つ親の精神的、経済的な負担の軽減を図るとともに、障がいのある子どもの社会参加を促進します。障害福祉サービス事業所等において、短期入所、日中一時預かり、在宅支援サービスとしてホームヘルプを実施しています。各種手帳の取得時に利用できる福祉サービスの説明を行うなどして制度の周知を図ります。</p> <p>【方向性】 今後も、第1期松浦市障がい児福祉計画に沿って、取組を進め、障害福祉対策の充実に努めます。</p>	福祉事務所



施策	内容と方向性	主な担当課
保育施設及び学童保育の利用の推進	<p>保育施設及び放課後児童健全育成事業学童保育において、障がいのある子どもの受入れを推進します。</p> <p>【方向性】 すべての施設で受入れを実施できるよう、また、受け入れた後も適切な対応ができるよう、障がいの特性や対応方法を学ぶ機会を設けるとともに、障がいのある子のニーズに合わせた支援の実施に努めます。</p> <p>また、受け入れにあたっては、スムーズな受け入れができるように、医療機関や福祉サービスなどとの連携を図るための連携調整の体制を整え、障がいのある子どもとその家族がよりよい環境で過ごすことができるように作業療法士による相談や訪問支援などの実施を今後も継続していきます。</p>	子育て・こども課
幼保小連携の強化	<p>幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領において、「知識及び技能の基礎」、「思考力・判断力・表現力等の基礎」及び「学びに向かう力、人間性等」を育むことが求められています。</p> <p>【方向性】 幼保小連携の強化を図ります。</p>	学校教育課

(4) ひとり親家庭等の自立支援

施策	内容と方向性	主な担当課
各種制度の周知	<p>児童扶養手当、母子・父子寡婦福祉資金貸付、母子家庭等自立支援給付金等の各種制度について、広報誌や市のホームページなどを通じて周知を図ります。</p> <p>【方向性】 広報誌に毎年1～2回掲載（法改正時は随時）しており、今後も継続して実施していきます。</p>	子育て・こども課
母子・父子自立支援員の活用促進	<p>母子・父子自立支援員を配置し、窓口や電話での相談対応や家庭訪問などを行い、就労支援や生活全般の相談に対応しています。</p> <p>また、様々な情報提供を図るとともに、福祉資金の貸付や就労支援を含む相談体制の充実を図ります。</p> <p>【方向性】 窓口・電話での相談対応やケースによっては家庭訪問を行い、就労支援やその他生活全般の相談に対応しており、今後も継続して実施していきます。</p>	子育て・こども課
ひとり親生活支援事業の推進	<p>市内在住のひとり親家庭の親子を対象に、しつけや食育等をテーマにした各種講習会を開催し、親子のふれあいと保護者同士の交流の機会を提供しています。</p> <p>【方向性】 ①母子寡婦福祉会において、市の補助により地域のふれあい推進事業とレクリエーションを年2回実施します。 ②平成25年度からひとり親家庭生活支援事業として、対象者に対するアンケートをもとに各種講習会（親子参加を含む）を実施しています。 今後は、開催時期を工夫するとともに周知・啓発を行い、参加者の増加を図ります。</p>	子育て・こども課



(5) 子どもの貧困対策の推進

厚生労働省の統計(平成27年時点)によると、子どもの相対的貧困率は13.9%であり、約7人に1人の子どもが相対的貧困とされています。

子どもの貧困についても、経済的に苦しい状況にあるだけでなく、家庭が抱える様々な問題と絡み合っている場合も多く、複合的な支援が必要とされます。

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが心身ともに健やかに育成され、その教育の機会均等が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするための支援を推進します。

① 子ども等に対する教育の支援

施策	内容と方向性	主な担当課
幼保小連携の強化【再掲】	幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領において、「知識及び技能の基礎」、「思考力・判断力・表現力等の基礎」及び「学びに向かう力、人間性等」を育むことが求められています。 【方向性】 幼保小連携の強化を図ります。	学校教育課
就学援助制度の実施【再掲】	誰もが義務教育を受けられるよう経済的に困難な人を対象に、学用品や学校給食などの教育費の一部を援助しています。今後も制度の適正な運用に努めます。 【方向性】 例年どおり継続的に実施し、今後も継続していきます。	教育総務課
奨学金制度の実施【再掲】	能力または学習意欲があるにもかかわらず経済的理由によって、修学困難な高校生及び大学生等に対して、奨学金を貸与しています。 【方向性】 今後も、制度の適正な運用に努め、例年どおり継続的に実施していきます。	教育総務課

② 生活の安定に資するための支援

施策	内容と方向性	主な担当課
ひとり親家庭等生活向上事業の推進	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が日常生活で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図り、地域におけるひとり親家庭等の生活を総合的に支援することを目的とし、生活支援講習会、生活相談及び託児サービスを実施しています。 【方向性】 対象者の生活向上を図るため、講習会などを定期的開催するとともに、相談体制の充実を図ります。	子育て・こども課
母子・父子自立支援員による支援	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、生活の安定と向上を図り、自立支援に主眼を置いた福祉サービスを展開するため、母子・父子自立支援員を設置しています。 【方向性】 対象者の相談に応じるとともに、生活の実情、環境を調査し、自立に必要な支援を行います。	子育て・こども課



③職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

施策	内容と方向性	主な担当課
母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金の支給	母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間及び養成訓練の修了後に経費の一部を支給しています。 【方向性】 対象者の資格取得を促進すべく、制度の適正な運用に努めていきます。	子育て・こども課
母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金の支給	母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、自主的に自立の促進を図ることを目的とし、教育訓練給付講座の受講に係る経費の一部を支給しています。 【方向性】 対象者の自立を促進すべく、制度の適正な運用に努めていきます。	子育て・こども課

④経済的支援

施策	内容と方向性	主な担当課
児童扶養手当の支給	父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、18歳に達する日以降最初の3月末までの児童（障がい児は20歳未満）を養育している、ひとり親家庭の父または母等に手当を支給しています。 【方向性】 対象者の該当要件を精査し、遺漏のないよう、制度の適正な運用に努めていきます。	子育て・こども課
ひとり親家庭等医療費の助成	母子家庭における母と子、父子家庭における父と子及び寡婦等のひとり親家庭等に対して、医療費を助成しています。 助成方法は、乳幼児医療費は現物給付、小学生以上は償還払いとしています。 <母子家庭の母と子、父子家庭の父と子> 自己負担額1回800円、1か月の上限が1医療機関につき1,600円で調剤については負担なしとしています。 <寡婦等> 入院した場合の負担金から入院日数1日につき1,200円です。 【方向性】 今後も継続して実施してまいります。	子育て・こども課



基本目標5 仕事と子育てが両立できる社会づくりの推進

(1) 仕事と子育ての両立支援

施策	内容と方向性	主な担当課
職場における子育て意識の啓発	<p>労働時間や就労形態等に関する制度の情報提供を充実し、各種制度の周知啓発、事業者の意識向上を図ります。また、労働時間の短縮や育児休業の取得しやすい職場環境を整備し、多様な勤務形態の実現を推進します。小学校就学前の子どものいる職員について深夜勤務及び時間外勤務を制限する制度を導入しています。ノー残業デーの実施、育児休業取得の推進のため、代替職員の確保や円滑な職場復帰のための相談等を実施しています。時間外勤務については、毎年同月より高くなっています。</p> <p>【方向性】 時間外勤務については、前年から増加している状況であるため、職員の健康管理の面からも過度な勤務が発生しないよう取り組んでいきます。また、育児休業については、制度の周知を図り、男性職員の積極的な取得を推進していきます。</p>	<p>政策企画課</p> <p>子育て・こども課</p>
育児休業制度や短時間看護休暇制度の周知徹底と取得推進	<p>事業所に対する育児休業等に関する制度の情報提供を行い、制度の周知啓発、事業所の意識向上を図ります。また、育児休業や短時間の看護休暇の取得を促進し、子育てをしながら働きやすい環境づくりを働きかけます。県雇用労政課からの周知依頼を受け、チラシ配布やポスター掲示等を実施します。</p> <p>【方向性】 今後も育児休業制度や短時間看護休暇制度の取得推進については、パンフレット等を活用しながら、取得しやすい職場環境を整えていくよう働きかけを行います。</p>	<p>地域経済 活性課</p> <p>子育て・こども課</p>
再就職再雇用に対する支援	<p>地域職業相談室において職業相談や職業紹介等を実施しています。また、長崎県再就職支援センターによる休職者に対する巡回相談を実施しています。</p> <p>再就職や再雇用を支援するため、ハローワークや地域職業相談室と連携を図り、巡回相談を実施する等、再就職希望者へのサポートを行っています。</p> <p>事業所については、各事業所の求人状況を把握し、ニーズにあった求職者との面談会を実施するなど、実際の雇用につながる支援を実施しています。</p> <p>その他、松浦市工業会主催の合同企業面談会の実施及び松浦市人材登録制度による再就職を支援しています。県外J・Iターン相談会への参加を行っています。</p> <p>【方向性】 実施状況のとおり、今後も継続して実施していきます。</p>	<p>地域経済 活性課</p>

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制
2. 計画の進行管理



1. 計画の推進体制

(1) 推進体制の確立

本計画の推進は行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ保育所（園）・認定こども園、学校、地域、その他関係機関団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

(2) 情報提供周知

本市では、これまで子育て支援に関する情報及び利用方法など広報誌や市のホームページ等を活用して周知し、必要に応じて説明会を実施するなど、市民に対する広報・周知の充実に努めてきました。今後も本計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービス等の情報を、広報誌及びパンフレット等の媒体、市のホームページ及びフェイスブック等のインターネットを通じて、市民への周知・啓発に努めます。

(3) 広域調整や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育所（園）・認定こども園などの施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。その中で、保育の広域利用、障がい児への対応など、市の区域を超えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町や県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

2. 計画の進行管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスが取れているのかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、その結果については市のホームページ等を通じて公表していきます。

資料

1. 設置条例
2. 委員名簿
3. 策定の経緯



1. 設置条例

○松浦市子ども・子育て支援対策地域協議会設置条例

平成25年3月29日

条例第7号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、松浦市子ども・子育て支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、法第31条第2項に規定する事項
 - (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、法第43条第3項に規定する事項
 - (3) 松浦市子ども・子育て支援事業計画に関し、法第61条第7項に規定する事項
 - (4) 松浦市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前項各号に掲げる事項を調査審議するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市職員
- (3) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、補欠委員を委嘱又は任命するものとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。



(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長が必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、子育て・こども課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日以降、最初に開かれる協議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。



2. 委員名簿

No.	構成機関	氏名	備考
1	松医会	木 村 幹 史	
2	小学校（校長会）	内 野 孝 司	◎
3	商工業労政推進協議会	眞 弓 隆 治	
4	母子保健推進員	氏 山 智 美	
5	民生委員児童委員協議会（主任児童委員・松浦地区）	川 田 美由紀	
6	民生委員児童委員協議会（主任児童委員・鷹島地区）	田 島 登美江	
7	民生委員児童委員協議会（主任児童委員・福島地区）	山 縣 文 子	
8	松浦市保育会代表	前 田 英 範	○
9	認定こども園代表者	角 田 良 夫	
10	P T A 連 合 会	久保川 律	
11	認定こども園保護者	古 賀 巧 崇	
12	保育所保護者	桃 田 佳 枝	
13	子育てクラブ	峯 元 宏 美	
14	教育委員会学校教育課	福 永 真	
15	教育委員会生涯学習課	橋 本 淳 子	

◎は会長 ○は副会長



3. 策定の経緯

開催日・期間	会議等	主な内容
平成31年2月～3月	アンケート調査	
令和元年8月	事業所ヒアリング調査	
令和元年10月29日	第1回松浦市子ども・子育て支援対策地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○第二期松浦市子ども・子育て支援事業計画 計画の概要及び松浦市の現況について ▶計画の趣旨等 ▶松浦市の統計データ等による現況 ▶アンケート調査の概要等
令和元年11月29日	第2回松浦市子ども・子育て支援対策地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○第二期松浦市子ども・子育て支援事業計画（原案）について ▶教育・保育の量の見込と確保の方策等 ▶地域支援事業の量の見込と確保の方策等 ▶基本施策の内容等
令和元年12月20日	第3回松浦市子ども・子育て支援対策地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○第二期松浦市子ども・子育て支援事業計画（素案）について ○パブリックコメントの実施について
令和2年1月6日～2月5日	パブリックコメント	
令和2年2月17日	第4回松浦市子ども・子育て支援対策地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○第二期松浦市子ども・子育て支援事業計画（最終案）について

第二期松浦市 子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和2年3月

発行：長崎県 松浦市 子育て・こども課

〒859-4598 長崎県松浦市志佐町里免 365 番地

電話：0956-72-1111 ファックス：0956-72-5241

<http://www.city-matsuura.jp/>